

和歌山県信用保証協会

WAKAYAMA GUARANTEE

ディスクロージャー

DISCLOSURE

2025

2025

和歌山県信用保証協会ディスクロージャー

WAKAYAMA GUARANTEE DISCLOSURE

ご あ い さ つ



平素より和歌山県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和6年度の事業報告等を掲載しました「和歌山県信用保証協会ディスクロージャー2025」を作成いたしました。

本誌を通じて経営方針や業務内容など、当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、コロナ禍が終息したとはいえ、中小企業者を取り巻く経営環境は、人手不足や物価上昇、国際情勢の変動などにより、依然として厳しい状況が続いています。

当協会では「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」の経営理念のもと、金融機関・関係機関と一層の連携・協働を図りながら、中小企業者に寄り添った金融支援・経営支援に取り組んでまいりました。

令和6年度は、伴走支援型特別保証制度が6月末に終了したことを受け、中小企業者のニーズを捉えた当協会独自の金融機関プロパー支援先に対する提携保証制度「ラピート50」

（令和7年4月以降は「ラピート100」として実施）を創設し約75億円の保証承諾実績を上げるなど「ラピート50」を中心に迅速な資金繰り支援に取り組みました。その結果、保証債務残高は前年比99.7%となり、保証債務残高の維持率は全国3位となりました。このことは、コロナ後の中小企業者のニーズを的確にとらえた金融支援を行ったとして、当協会は全国の注目を集めました。

令和7年度は、次の3つの重点方針を掲げ、取り組みを推進していきます。

第一に「ラピート100」や「協調支援型特別保証制度」等を活用し、きめ細かな資金繰り支援を実施するとともに「経営者保証に依存しない保証制度」の利用促進を図ります。

第二に、創業支援・事業承継支援を通じて、地域経済の持続的な活性化に貢献してまいります。

第三に、業務の電子化や事業継続計画（BCP）の実施、コンプライアンス態勢の強化などに取り組んでまいります。加えて、職員一人ひとりの成長を支える人材育成や、健康経営、SDGs活動、広報活動の充実にも力を入れ、地域の皆さまにより身近な存在として感じていただけるよう努めてまいります。

これからも、活力ある地域経済の維持・発展に貢献できるよう、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続きご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年8月

和歌山県信用保証協会

理事長 細川 一也

ごあいさつ

中期事業計画・年度経営計画

- ・第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）…………… 1
- ・令和7年度経営計画…………… 4

SDGsへの取り組み…………… 9

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み…………… 12

広報、信用保証協会電子受付システム、事業継続計画(BCP)について…………… 17

信用保証制度の役割（目的と業務）

- ・当協会の経営理念…………… 21
- ・当協会の目的と業務…………… 21
- ・信用補完制度のしくみ…………… 22

信用保証のご利用にあたって

- ・ご利用いただける中小企業者…………… 23
- ・保証の条件…………… 23
- ・信用保証料…………… 24
- ・責任共有制度…………… 27

信用保証の動向

- ・保証利用企業者数…………… 28
- ・資金使途別保証状況…………… 29
- ・担保有無別保証状況…………… 29
- ・金融機関別保証状況…………… 30
- ・業種別保証状況…………… 31
- ・制度別保証状況…………… 34
- ・地区別保証状況…………… 35
- ・経営安定関連5号保証状況…………… 38
- ・保証条件変更実績…………… 38
- ・求償権回収実績…………… 38

令和6年度事業報告

- ・貸借対照表…………… 39
- ・貸借対照表の用語解説…………… 40
- ・収支計算書・財産目録…………… 41
- ・収支計算書の用語解説…………… 42

個人情報保護への取り組み

- ・個人情報保護宣言…………… 43

コンプライアンス態勢

- ・コンプライアンスの基本方針…………… 45
- ・コンプライアンス組織体制図…………… 45

当協会の概要

- ・プロフィール・沿革・役員構成…………… 46
- ・組織体制・担当業務のご案内…………… 47

中期事業計画・年度経営計画

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

和歌山県信用保証協会の経営理念である「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」を念頭に、金融機関・関係機関と一層の連携・協働に努めながら、「地域中小企業者並びに金融機関・関係機関の信頼されるパートナー」として、信用保証による金融支援業務・経営支援業務を実施します。

コロナ関連融資の返済負担や物価高騰・人手不足の影響等により中小企業者は厳しい状況にあり、それぞれの実情に応じた多様な資金繰り支援に取り組むとともに、一歩先を見据えた経営改善・事業再生支援等に取り組む、地域経済の活性化を目指します。また、業務の効率化・利用者の利便性向上のため、信用保証申込の電子化をはじめとしたデジタル化を推進します。そして、信用保証協会の公共性と社会的責任を果たすため、災害発生時における危機管理体制を充実させるとともに、コンプライアンス態勢を一層強化します。

以上を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間における基本方針として、次の事項を積極的に取り組むこととします。

1) 中小企業者の実情に応じた多様な資金繰り支援

コロナ禍の影響の長期化や物価高騰への対応、人手不足の影響等、中小企業者は様々な解決すべき課題を恒常的に抱えており、金融機関や関係機関と一層の連携・協働を図り、中小企業者の実情に応じた資金繰り支援を実施します。

〈取組方針〉

- ①金融機関や関係機関と一層の連携・協働を図り、中小企業者の実情を積極的に把握し、中小企業者に最大限寄り添ったきめ細かな資金繰り支援に取り組みます。
- ②中小企業者の多様な資金ニーズに応えるため、事業の特性等を踏まえ、適切な保証制度の提案を行い、安定した資金調達の支援に取り組みます。
- ③中小企業者の積極的な事業展開を後押しするため、経営者保証を不要とする取り組みを周知し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させます。

2) 一歩先を見据えた経営改善・事業再生支援

コロナ禍の影響の長期化により業績が悪化し、財務内容の改善が喫緊の課題である中小企業者の力強い回復のために、金融機関や関係機関と一層の連携・協働を図ることで経営支援態勢を強化し、一歩先を見据えた経営改善・事業再生支援に積極的に取り組みます。

〈取組方針〉

- ①金融機関や関係機関と一層の連携・協働を図り、中小企業者の実情や課題を的確に把握し、課題解決のための経営支援策の早期提案に取り組みます。
- ②経営支援の効果を検証するために蓄積した定量的データの分析を実施し、経営支援策の改善に取り組みます。
- ③事業継続が見通せる中小企業者に対して、抜本的再生手法等による事業再生支援に積極的に取り組みます。

3) 地域経済の活性化に資する創業・事業承継支援

経営者の高齢化、後継者不在による休廃業の増加が今後益々懸念されており、金融機関や関係機関と一層の連携・協働を図り、地域の貴重な経営資源を維持し、雇用を創出するために、創業・事業承継支援に積極的に取り組みます。

〈取組方針〉

- ①「創業セミナー」や「創業相談会」の開催、創業後のフォローアップ支援及び金融機関や関係機関への橋渡しを行い、創業前から創業後における伴走支援に取り組みます。
- ②「事業承継セミナー」の開催、「専門家派遣事業（わかやま連携サポート）」の実施により、中小企業者の円滑な事業承継を後押しします。
- ③金融機関や関係機関と連携し、将来的に事業承継が予定される中小企業者と直に接する機会を持ち、事業承継の潜在的なニーズを掘り起こします。

4) 回収の効率化及び再チャレンジ支援の強化

不動産担保や経営者保証に依存しない融資慣行が浸透しつつあり、今後、保全の乏しい求償権の増加が見込まれます。加えて、法的整理による倒産が増加しており、回収環境はより一層厳しさを増していくものと予想されます。

このような中、回収業務を効率的に行っていくため、代位弁済予定先に対する回収の早期着手や回収可能債権の管理に重点をおいて取り組むほか、事業再生や生活再建なども考慮し、債務者、連帯保証人の実情に応じた適切な回収業務に取り組んでいきます。

〈取組方針〉

- ①的確な回収方針の策定と初動管理を徹底し、効率的な回収に取り組みます。
- ②回収可能性を早期に見極め、回収見込みのない求償権について、管理事務停止・求償権整理を進め回収の効率化を進めます。
- ③「経営者保証に関するガイドライン」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」に基づく保証債務整理を活用し、個人の再生に適切に取り組みます。
- ④事業継続中の債務者や再チャレンジを目指す債務者について、事業再生の可能性を探り「求償権消滅保証」「不等価譲渡」「求償権放棄」を活用した再生支援の申出に誠実に対応します。

5) コンプライアンス態勢の充実・強化並びに災害発生時における危機管理体制の充実

信用保証協会倫理憲章、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、中小企業者から「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」を目指し、コンプライアンス態勢の充実・強化並びに危機管理体制の充実に取り組みます。

〈取組方針〉

- ①信用保証協会の業務の公共性を十分に認識し、「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動の着実な実施により、コンプライアンスのより一層の浸透と役職員の意識向上を図り、健全かつ適切な業務運営に努めます。
- ②反社会的勢力等の不正利用防止及び排除に向け、組織的な態勢整備に取り組み、反社会的勢力等による不当要求に対して毅然たる態度で対応します。

中期事業計画・年度経営計画

- ③計画的な内部監査の実施により、各部門の適正な業務運営を促進します。また、個人情報保護及び特定個人情報保護に努めます。
- ④南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されており、災害発生時には甚大な被害が想定されています。このような「緊急事態」の発生に対し、役職員の安全を守り、事務所への被害を最小限に抑え、迅速に業務を復旧・再開できるよう、「危機管理マニュアル」及び「事業継続計画（BCP）」の実効性を高め、危機管理体制を強化します。

6) 電算システムの安定稼働及びデジタル化の推進

電算システムの安定稼働に努めるとともに業務のデジタル化を推し進め、業務の効率化、利用者の更なる利便性向上を図ります。

〈取組方針〉

- ①保証協会コンピュータサービス（株）と連携し、基幹システムの安定稼働に努めるとともに、次期基幹システムの最適な更改に向けて検討を進めます。
- ②中小企業者や金融機関の利便性の向上と融資実行までのリードタイム短縮を図るため、信用保証申込の電子化をはじめとした信用保証業務の総合的な電子化に取り組みます。
- ③業務全般のデジタル化・ペーパーレス化に取り組み、業務効率化と生産性向上を図ります。

7) その他の項目

〈取組方針〉

- ①積極的に企業情報を発信することで認知度の向上を図り、将来を担う人材の確保に努めるとともに、計画的な研修の実施や資格取得の奨励等により、人材育成・職員の資質向上に取り組みます。また、産業カウンセラーによる相談会を通じてメンタルヘルス不調の未然防止に努め、職員の率直な意見や提案を促して、風通しの良い職場環境を目指します。
- ②各種保証制度・当協会の経営支援策について、積極的な広報活動を行い、信用保証協会の認知度向上と利用促進に取り組みます。
- ③SDGs 宣言内容の取り組みを通じて「中小企業者支援・社会貢献活動」を行い、信用保証協会の公共性と社会的責任を果たします。

令和7年度経営計画

1. 業務環境

1) 和歌山県の景気動向

和歌山県の景気動向は、全体としては持ち直しています。企業の生産活動は、足踏みの状況にあるものの、個人消費・雇用情勢は持ち直しています。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、引き続き持ち直していくことが期待されます。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

全国・近畿地区の中小企業向け貸出残高は、設備資金需要のほか、経済活動の改善に伴う運転資金需要を背景に前年を上回っている一方、和歌山県内の資金需要は相対的に伸び悩んでいます。

また、大企業に比べて、中小企業者の景況感は安定感を欠いており、物価高に加えて人手不足、市場金利の上昇等が経営環境にさらなる負荷をかけ、コロナ禍による経営状況の悪化から抜け出せない企業が散見されます。令和6年の倒産は件数・金額ともに前年を上回っており、人手不足が顕著な業種、競合が激化している業種を中心に、倒産件数は緩やかに増加していくことが懸念され、動向を注視する必要があります。

【参考】

- ・和歌山県内経済情勢報告（令和7年1月判断/和歌山財務事務所）
- ・和歌山県企業倒産集計（2024年12月報/帝国データバンク）
- ・関西金融経済動向（2025年1月7日/日本銀行大阪支店）

2. 業務運営方針

和歌山県信用保証協会の経営理念である「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」を念頭に、金融機関・関係機関と一層の連携・協働に努めながら、「地域中小企業者並びに金融機関・関係機関の信頼されるパートナー」として、信用保証による金融支援・経営支援を実施します。

コロナ禍から社会経済活動の正常化が進む一方、物価高や人手不足等の影響により、依然として厳しい状況におかれている中小企業者が数多く存在することに加え、将来の予測が困難な状況が続いており、中小企業者の経営課題は複雑化・多様化しています。これらを踏まえ、中小企業者に寄り添ったきめ細かな資金繰り支援に取り組むとともに、資金繰り支援に留まらない中小企業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組めます。また、業務の効率化・利用者の利便性向上のため、信用保証申込の電子化をはじめとしたデジタル化を推進します。そして、信用保証協会の公共性と社会的責任を認識し、災害発生時における危機管理体制を充実させるとともに、コンプライアンス態勢を一層強化します。

以上により、次の事項を積極的に取り組むこととします。

- 1) 「ラピート100」「協調支援型特別保証制度」等を活用し、金融機関と連携を深め、強固な伴走支援体制を構築することにより、きめ細かな資金繰り支援に取り組むとともに中小企業

中期事業計画・年度経営計画

者の経営課題解決を促します。また、「経営者保証に依存しない保証制度」の積極的な利用を促し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させます。

- 2) 中小企業者の経営課題が複雑化・多様化していることを踏まえ、金融機関・関係機関と連携し中小企業者に寄り添いながら、一歩先を見据えた経営改善・事業再生支援等に早めに取り組みます。
- 3) 地域経済の活性化に資する創業・事業承継支援に取り組みます。特に事業承継については、潜在的ニーズを掘り起こし、具体的な支援につなげます。
- 4) 経営基盤の強化に取り組むとともに、信用保証申込の電子化をはじめとしたデジタル化・ペーパーレス化を推進し、業務の効率化・利用者の利便性向上に取り組みます。
- 5) 信用保証協会の公共性・社会的責任を認識し、災害発生時における危機管理体制を充実させるとともに、コンプライアンス態勢を一層強化します。

3. 具体的な課題と解決のための方策

1) 中小企業者の実情に応じた資金繰り支援

- ①「ラピート100」をはじめとする当協会独自の保証制度を活用し、迅速な資金繰り支援に取り組みます。
- ②「協調支援型特別保証制度」をはじめとする政策保証制度を活用し、借換需要や事業の発展などきめ細かな資金ニーズに対応します。
- ③積極的な事業展開を後押しするため、「経営者保証に依存しない保証制度」の活用を推進します。

2) 金融機関や関係機関との連携強化

- ①金融機関と定期的な情報交換を実施し、金融機関ごとの事業戦略や当協会へのニーズを把握することにより、持続的な関係性を築き、連携して中小企業支援に取り組みます。
- ②金融機関や商工団体等への業務説明会を通じ、信用保証業務の理解向上と一層の連携強化を図ります。
- ③財務面や経営面など経営課題を抱える中小企業者に対しては、金融機関と連携し、関係機関へつなぐ取り組みを実施します。

3) 業務の効率化・利用者の利便性向上

- ①金融機関へ電子受付システムの利用を促進し、融資実行までのリードタイムの短縮を図ります。
- ②デジタル化に伴う事務フローや徴求書類の見直しなど、業務全般のさらなる効率化や迅速化に取り組みます。

4) 経営改善・事業再生支援の取り組み

- ①金融機関やよろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会（以下「3機関」という）と定期的に連携会議等を行い、金融機関と連携の上、中小企業者へ経営課題に応じた支援策の活用を促し、早めに3機関へつなぐ取り組みを行います。
- ②重点管理先である「支援企業」に加え、保証付融資のシェアが高く業績が厳しい中小企業者を選定し、金融機関と連携の上、「経営相談会」や「専門家派遣事業」等を活用した、一歩先を

見据えたプッシュ型支援に取り組みます。

- ③「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく申出に誠実に対応します。
- ④返済緩和を行っている中小企業者に対し、協調支援型特別保証制度や経営改善サポート保証制度等を提案し、返済緩和の解消に取り組みます。
- ⑤金融機関と連携し事故先の現況把握を早期に行い、中小企業者の事業継続性や経営課題を見極めた上、状況に応じた支援策を提案します。
- ⑥代位弁済後も誠実に弁済を行っている中小企業者に対し、求償権消滅保証に取り組みます。

5) 経営支援の効果的な実施に向けた検証の取り組み

- ①「経営相談会」、「専門家派遣事業」を実施した中小企業者に対し、NPS[®] 調査を行い、推奨者の割合が批判者の割合を上回ることを目標とします。
- ②「専門家派遣事業」を実施した中小企業者の実施前後の決算を比較し、財務指標の改善（上昇）企業の割合が、未実施企業の割合を上回ることを目標とする。財務指標は(1)売上高、(2)償却前経常利益、(3)CRD 区分とします。

6) 事業承継支援の取り組み

- ①事業承継・引継ぎ支援センターと連携の上、中小企業者への訪問等を実施し、潜在的なニーズを掘り起こします。
- ②保証利用先で事業承継が進んでいない中小企業者に対し、金融機関と連携の上、「事業承継セミナー」の参加を促し、円滑な事業承継を後押しします。
- ③事業承継に課題を抱える中小企業者に対し、金融機関と連携し「専門家派遣事業」の活用や事業承継に係る保証制度の周知を行い、課題解決に取り組みます。

7) 創業支援の取り組み

- ①金融機関や日本政策金融公庫、よろず支援拠点と連携・協働し、創業相談会の開催や創業保証制度の利用促進に取り組みます。
- ②金融機関や関係機関と協働の上、「創業セミナー」等を開催し、円滑な創業支援につなげます。
- ③専門家によるアドバイスを必要とする創業保証等の利用先に対し、金融機関と連携し「専門家派遣事業」による創業者フォローアップ支援を実施します。

8) 回収業務の効率化

- ①代位弁済により新たに取得した求償権は、期中管理部門と連携し、早期現況把握を行い、的確な回収方針の策定や初動管理を徹底します。
- ②既存の求償権は適宜状況把握の上、回収可能性を見極め、回収見込みのない求償権については、管理事務停止と求償権整理を進めます。
- ③関係部署と連携して業務のデジタル化に取り組みます。

9) 再チャレンジ支援の強化

- ①経営支援部門や関係機関と連携し、「求償権消滅保証」及び求償権消滅保証を前提とした「専門家派遣事業」を積極的に提案します。また、「不等価譲渡」「求償権放棄」を活用した再生支援の申出に誠実に対応します。
- ②経営者に対して個人状況を把握の上、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用し、個人の再生に適切に取り組みます。

10) コンプライアンス態勢強化に向けた役職員の意識向上

「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施し、役職員のコンプライアンス意識向上を図り、健全かつ適正な業務運営に努めます。

11) 反社会的勢力等の不正利用防止及び排除

反社等情報管理システムの活用により、利用先に対する定期的なスクリーニングを実施します。また、保証申込時などにおいて反社会的勢力等の不正利用防止及び排除に取り組みます。

12) 各部門の効率的かつ適正な業務運営、個人情報保護及び特定個人情報の適正な取扱いと保護

計画的に内部監査を実施し、リスク管理及び業務改善などについて適切に助言を行い、効率的かつ適正な業務運営の促進を図ります。また、個人情報及び特定個人情報についても計画的に点検・監査を行い、適正な取扱いと保護に取り組みます。

13) 危機管理体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、BCM 推進会議を定期的に行い、事業継続計画（BCP）の検証と見直しを実施するとともに、各種訓練を実施することで、危機対応への実効性を高めます。

14) 基幹システムの安定稼働とシステム更改の検討

保証協会コンピュータサービス（株）と連携し、基幹システムの安定稼働に努めるとともに、次期基幹システム更改に向けた準備を確実に進めます。

15) 信用保証申込の電子化・業務全般のデジタル化・ペーパーレス化

信用保証申込の電子化普及に向けて、電子受付システムの利用を推進します。また、各部署と連携し業務フローの検証・見直しを行い、業務全体のデジタル化・ペーパーレス化に取り組みます。

16) 人材確保と人材育成

1 DAY 仕事体験の実施や先輩（OB・OG）訪問の機会を拡充し、参加した学生に自身の興味のある仕事やキャリアについてのイメージを具体化してもらうことで、志望度の高い学生の選考参加を底上げし、将来を担う人材を確保します。また、多様化する中小企業者等のニーズに応えるため、計画的な研修の実施や中小企業診断士試験合格者の「合格体験記」を開催し、人材育成・

職員の資質向上に取り組みます。

17) 健康経営の推進と働きやすい職場環境の整備

職員が心身の健康を保ちながら働けるように、職場全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、「健康経営優良法人」認定の取得を目指します。また、職員の率直な意見や提案が出せる「みんなの広場」の積極的な利用を促し、風通しの良い職場環境づくりに努めるとともに、一般事業主行動計画を着実に実行し、「くるみん（子育てサポート企業）」認定の取得を目指します。

18) 信用保証協会の認知度向上と利用促進のための広報活動

各種保証制度・当協会の経営支援策について、積極的な広報活動を行い、信用保証協会の認知度向上と利用促進に取り組みます。

19) SDGsの実現に向けた取り組み

関連保証制度を推進し、中小企業者のSDGs活動を後押しします。信用保証協会の公共性と社会的責任を認識し、地域の環境保全活動、社会貢献活動、職場環境の整備等に取り組みます。

4. 保証承諾等の見通し

令和7年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	750億円	98.7%
保証債務残高	2,820億円	100.0%
代 位 弁 済	37億円	105.7%
回 収	8.5億円	94.4%

SDGsへの取り組み

当協会は、令和3年12月27日に「SDGs宣言」をしました。中小企業・小規模事業者の皆さまとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

和歌山県信用保証協会 SDGs宣言

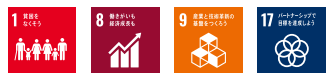
私たちは、SDGsの趣旨に賛同し『中小企業の振興のために信頼され、親しまれ、期待される信用保証を創造し、存在感のある人間性豊かな力強いパートナーとして、地域社会とともに歩みます。』という理念のもと、社会の持続的発展（SDGs）に貢献いたします。

令和3年12月27日



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

1. 中小企業者支援・地方創生に対する取組



地域経済の健全な発展に貢献

「信用保証」を通じて金融の円滑化に努め、中小企業者の支援育成、並びに地域経済の活力ある発展に貢献できるよう取り組んでいます。

①信用保証

各種保証制度を通じ、中小企業者に適切な資金繰り支援を迅速に行います。

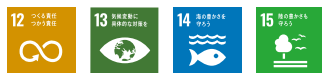
②創業支援・経営支援

資金繰り支援にとどまらず、中小企業者のライフステージに応じた創業支援・経営支援を行います。

③関係機関との連携

金融機関、公的機関をはじめとする関係機関と連携し、中小企業者の支援育成、並びに地方創生に貢献します。

2. 地域の環境保全・社会貢献活動



豊かな自然を守る

地域に根差す企業として、和歌山県の豊かな自然を守るため、社会貢献活動に取り組んでいます。

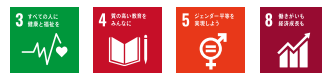
①地域の環境保全

省エネルギー・3R活動に取り組み、地域の環境を保全し、持続可能な社会の実現に努めます。

②社会貢献活動

社会貢献活動を通じ、地域社会の一員として、サステナビリティな発展を目指します。

3. 労働環境の整備・ダイバーシティへの取組



生産性向上に向けて

ワークライフバランスを実現し、多様な人材が活躍できる明るい職場づくりに取り組み、企業の生産性向上を図ります。

①人材育成

職員の知識向上・スキルアップを奨励し、中小企業の支援育成につなげます。

②職場環境の充実

福利厚生を充実することにより、職員のモチベーションを高め、サービスの質の向上を目指します。



主な取り組み

1. 中小企業者支援・地方創生に対する取り組み

○SDGs保証・「SDGs型」特定社債保証の創設

令和4年4月1日付でSDGsに取り組む方を対象とした保証制度を創設し、SDGs保証については933件・10,483百万円、「SDGs型」特定社債保証については100件・7,600百万円のご利用を頂きました（令和7年3月末時点）。当協会では、本保証制度を通じてSDGsの普及を推進し、事業者の方々と共に持続可能な社会の実現を目指してまいります。



2. 地域の環境保全・社会貢献活動

○ソーシャルボンド・サステナビリティボンドへの投資

令和6年11月7日、独立行政法人日本学生支援機構が発行するソーシャルボンドへ投資を行いました。本債券の発行による調達資金は、同機構が担う奨学金事業の内、貸与奨学金の財源として活用され、我が国の教育面の課題解決に貢献します。

※「ソーシャルボンド」とは、社会的課題の解決に資するプロジェクト（ソーシャルプロジェクト）の資金調達のために発行される債券のこと。



また、令和6年11月28日には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発行するCBI認証付きサステナビリティボンドへの投資を行いました。本債券の発行による調達資金は、環境負荷を低減させる交通インフラの整備等のグリーンプロジェクトに100%充当されるだけでなく、地域の生活に必要不可欠というソーシャル性も有するものであり、国連の持続可能な開発目標の達成にも貢献するものです。

※「サステナビリティボンド」とは、調達資金の使途が、①環境改善効果があること（グリーン性）及び、②社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）の双方を有する債券のこと。

当協会は、適切なリスク管理のもとで、同様の投資を検討していくとともに、「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」を目指し、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に努め、信用保証協会としての社会的責任を果たして参ります。

SDGsへの取り組み

○和歌山城の清掃活動

令和7年3月8日（土）、和歌山県「わかやまごみゼロ活動」の認定を受けた、県内の豊かな自然を守る取り組みとなる「和歌山城の清掃活動」を実施し、役職員45名が参加しました。

当協会はSDGs宣言において、地域の環境保全・社会貢献活動を目標に掲げており、本活動に取り組むことで役職員一人一人の社会貢献や環境美化に対する意識向上につなげております。



参加者一同での集合写真

○「企業の森」事業への参加

和歌山県では森林の環境を保全していくため、企業や労働組合と森づくりを進める「企業の森」事業を行っており、当協会は平成21年より参加しております。

「信用保証の森」として、環境保全活動を始めて15年が経ちました。和歌山の風土の豊かさと同時に自然環境の厳しさを実感し、参加者それぞれが思い描く「未来につなぐ森づくり」には、まだまだ年月がかかりそうですが、関係する方々のご協力を得ながら、これからも積極的に取り組んでまいります。



参加者一同での集合写真

3. 労働環境の整備・ダイバーシティへの取り組み

○働き方に関する取り組み

ワークライフバランスの充実にに向けた働きやすい職場環境づくりの一環として、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（令和5年4月1日～令和8年3月31日）を策定し、計画に掲げた対策を実施しています。

令和6年度は年次有給休暇の取得目標「最低7日以上」を全職員が達成し、結果として一人当たり平均12.9日取得しました。今年度も引き続き目標を掲げ、計画的な取得を推進しています。

また、男性の育児休業取得推進に向け、育児世代を対象に休業時の収入にフォーカスした研修の実施や、育児休業対象職員への個別説明を行っております。



「わかやま中小企業支援ネットワーク」

平成24年9月24日に創設した「わかやま中小企業支援ネットワーク」についての活動状況は以下のとおりです。

【ネットワーク参加会員18機関】（令和7年4月1日現在）

近畿経済産業局、近畿財務局和歌山財務事務所、和歌山県、紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、南都銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、和歌山県中小企業活性化協議会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、地域経済活性化支援機構、和歌山県中小企業診断士協会、近畿税理士会（和歌山県支部連合会）、和歌山弁護士会、わかやま産業振興財団、和歌山県信用保証協会

【活動状況】

●第24回ネットワーク会議開催

令和6年7月24日（水）
和歌山県自治会館

●第25回ネットワーク会議開催

令和7年2月20日（木）
オンライン開催

●経営サポート会議

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
16企業について開催



【ネットワーク機能】

1. ネットワーク会議

定期的に、関係機関における経営支援・再生支援、起業・創業支援および事業承継支援等の取り組みについて事例報告や情報交換を行い、地域全体のスキル向上を図ります。

2. 経営サポート会議（個別支援会議）

中小企業者と金融機関の要請に基づき、関係者が一堂に会し具体的な支援方針などを協議し、中小企業者の早期経営改善や再生をサポートします。

「わかやま中小企業支援ネットワーク」は、今後も定期的な会議開催等により、会員相互が協調して県内中小企業者に対する経営支援・再生支援に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

「創業・事業承継サポートデスク」のご案内

当協会では「創業・事業承継サポートデスク」を設置しております。

創業、事業承継の準備段階から実行、フォローアップまで一貫して支援します。

また、関係機関、各専門家と連携し、セミナー等によって専門的なノウハウを提供します。
(お問合せ先はP 47をご覧ください。)

「創業セミナー」の開催

令和6年11月23日(土)、30日(土)、創業を検討している方、創業して間もない方を対象として、「創業セミナー」を開催し、計34名の方に参加いただきました。

専門家3名より、税務・労務等の創業に必要な基礎知識についてご講義いただいた後、当協会の創業支援について説明させていただきました。またセミナー終了後は、税理士による個別相談会も併せて実施しました。

参加者からは、「それぞれに興味深く聞ける内容で大変勉強になりました」「雇用保険や各種保険、税金、資金繰りなどについてわかりやすく説明いただき、今後創業するにあたって有意義でした」などの感想が寄せられました。

今後も引き続き、創業に役立つ情報提供を行ってまいります。

概 要

開催方法：会場開催

日 時：[和歌山] 令和6年11月23日(土) 午後1時00分～午後3時40分
[田 辺] 令和6年11月30日(土) 午後1時00分～午後3時40分

場 所：[和歌山] 和歌山商工会議所 4階会議室
[田 辺] 和歌山県信用保証協会 田辺支所 2階会議室

主 催：和歌山県信用保証協会

後 援：紀陽銀行、きのくに信用金庫、池田泉州銀行、新宮信用金庫、
公益財団法人わかやま産業振興財団 和歌山県よろず支援拠点

内 容：【第1部】『起業を目指す皆様へ!』

和歌山県よろず支援拠点 吾妻 加奈子 氏

【第2部】『人を雇う際の基本的なルール&採用した人材を貴重な戦力とする方法』

株式会社紀の州コンサルティング/三和社会保険労務士事務所

中小企業診断士/社会保険労務士 濱田 智司 氏

【第3部】『事業に関する税務・資金繰りの知識』

御所南税理士法人

公認会計士/税理士/社会保険労務士

玉置 康仁 氏

【第4部】『保証協会の創業支援について』

和歌山県信用保証協会



「事業承継セミナー」の開催

令和6年10月12日（土）、26日（土）、円滑な事業承継に役立てていただくため、「事業承継セミナー」を開催し、計41名の経営者・後継者の方に参加いただきました。

第一部は和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター 井上氏より、「～事例から考える～事業の引継ぎ準備は早い目に！」をテーマに、承継方法の多様化や早期の引継ぎ準備の必要性について、事例をもとにご講義いただきました。

第二部はアテナソリューション代表取締役、一般社団法人小規模企業経営支援協会代表理事 立石氏より、「継ぐ覚悟・継がせる覚悟はできたのか」をテーマに、元ホテル経営者としての実体験に基づいてご講義いただきました。

参加者からは、「事業承継について、経営者として何となくやらなくてはいけないことは分かっているつもりでしたが、今回のお話ではっきりしたような気がします」「経営者目線であり、よく理解できるセミナーだったと思う」などの感想が寄せられました。

今後も引き続き、県内中小企業者の円滑な事業承継に役立つ情報提供を行ってまいります。

概要

開催方法：会場開催

日 時：[和歌山] 令和6年10月12日（土） 午後1時30分～午後4時30分

[田 辺] 令和6年10月26日（土） 午後1時30分～午後4時30分

場 所：[和歌山] 和歌山県信用保証協会 本所 4階会議室

[田 辺] 和歌山県信用保証協会 田辺支所 2階会議室

主 催：和歌山県信用保証協会

後 援：紀陽銀行、きのくに信用金庫、南都銀行、池田泉州銀行、商工組合中央金庫、新宮信用金庫、和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター、公益財団法人わかやま産業振興財団 和歌山県よろず支援拠点

内 容：【第1部】『～事例から考える～事業の引継ぎ準備は早い目に！』

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター 井上 禎 氏

【第2部】『継ぐ覚悟・継がせる覚悟はできたのか』

株式会社アテナソリューション 代表取締役 立石 裕明 氏

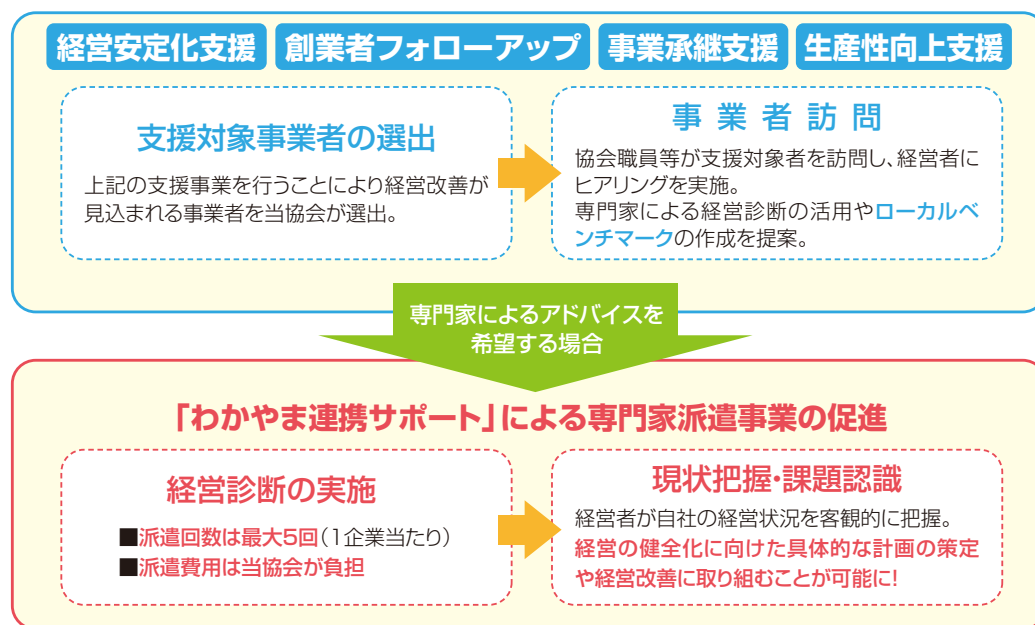
今後もセミナーを開催し、各関係機関と連携しながら、創業支援ならびに事業承継支援に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。



経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み

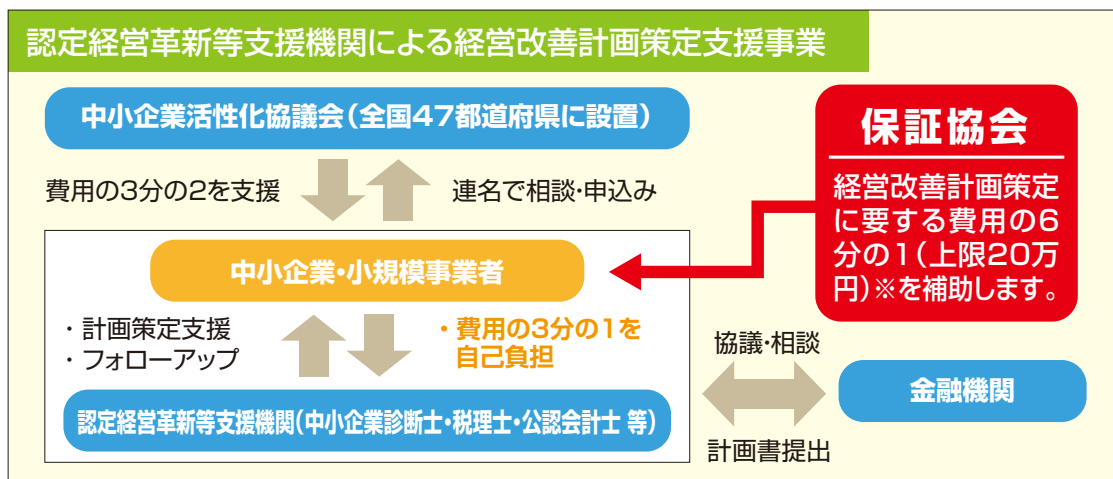
専門家派遣事業「わかやま連携サポート」について

当協会では、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、経営改善を促進することを目的に、無料で専門家（中小企業診断士・税理士・公認会計士）派遣を実施しております。



「経営改善計画（早期経営改善計画）策定費用」に対する当協会の補助事業について

政府が実施する「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」（事業者に対する計画策定費用等の一部補助）に呼応して、当協会を利用している事業者を対象に、下記のとおり事業者の自己負担部分に対する費用補助を行っております。



※「早期経営改善計画策定支援事業」に係る補助は上限5万円。

フリーマガジンにおける創業者紹介

当協会の創業支援の一環として、創業保証制度を利用し夢を実現した創業者を紹介する「わかやま創業レポート」をフリーマガジン LiSMおよびKiLiFE+等に掲載しております。

誌面では事業紹介に加え、創業者の「思い」や未来の起業家へのメッセージなどを掲載しており、これから起業を考える方の参考にもなる内容となっております。

今後も随時企業を紹介いたしますので、ぜひご覧ください。(当協会ホームページからもご覧いただけます。)

わかやま 創業 レポート

和歌山県信用保証協会の創業保証制度を利用し、新しくオープンしたお店を紹介します



こだわり鉄板で焼く
本格広島焼きを提供

広島にあるオタフクソース本場で、お好み焼きの成り立ちなどから修業を積み、広島焼きの文化を伝えたいとの思いから白浜町に、今年9月にオープンした。オーナーの山本さんは「広島市内のお店に負けないくらいの本場の味を提供したい」と、厚さ約20mm、縦80cm×横240cmの特注の鉄板を使用するこだわり。メニューはオーソドックスな「肉玉そば・うどん」(¥935)・牛ミンチを使った「府中焼き」(¥1,210)、希少部位のしゃぶ肉を使った「ホヌ焼き」(¥1,320)などがある。トッピングも豊富にあるので、お好みにアレンジすることが可能。テイクアウト可能で、今後は鉄板料理なども提供していく予定だという。



一見、お好み焼き店とはかけ離れたイメージの外観と内装は、店主がハワイ好きということ、気軽にカフェのような感覚で来店してもらいたいとの考えがある。

オーナーから

オタフクソースで開業についても学び、色々アドバイスをいただきました。そのバックアップと経営コンサルなどの経験もあったので、事業計画書はスムーズに作成できました。地元金融機関の勧めで県信用保証協会もワンストップで利用でき、サポートを受けたので、無事開業できました。



hale' aina honu

ハレアイナ ホヌ
Tel.0739-33-2114
白浜町2547-9
営業時間/AM11:00~PM2:00
PM5:00~PM9:00
定休日/火曜



通院、薬の受け取り代行まで
介護タクシーが暮らしをお手伝い

今夏、介護タクシー「しおさい」が開業した。介護福祉士と第二種運転免許をもつスタッフが、高齢者など体が思うように動かせない人を介助しながら目的地まで送迎する。病室まで介助するなど状況に合わせた丁寧なサービスを心がけている。利用目的の多くは通院や入退院の送迎。福祉車両はミニバンなので荷物を十分乗せられ、付き添い者が同乗したりもできる。車いすは標準型とリクライニング型、フルリクライニング型の3種類を用意していて、寝たきりの利用者も対応可能。車両後方に段差解消スロープを設置するのでスムーズに乗り降りできる。介護タクシーの救援事業として、買い物代行など暮らしのサポートも行っている。遠方でも対応していて、友人や知人との同乗もできる。

こんなときに

- 通院や入退院
- 通院の付き添い
- 薬の受け取り代行
- お買い物
- お墓参り
- 冠婚葬祭

利用対象者

- 要支援や要介護者
- 歩行困難者
- 障害者手帳がある
- 療養手帳がある

介護タクシー しおさい

Tel.0739-25-2665
田辺市芳賀松原1-10-16
営業時間/AM9:00~PM6:00
※時間外は要相談
定休日/不定休



Instagram



オーナーから

以前から開業を考えていて、県信用保証協会の創業セミナーを受講したことがありました。当時はコロナ禍でオンライン受講でしたが、開業に備えた知識を学ぶことができた。コロナ禍では思うように開業を進められませんでした。同協会の担当者、が気軽に掛けて何度か連絡をくれたので、強く思いました。本格的な融資の相談は昨年秋から納得のいくかたちでスムーズに進められたと思います。

広報、信用保証協会電子受付システム、事業継続計画(BCP)について

「信頼される協会、顔の見える協会」を目指して、当協会では次のような活動を行っております。

・Monthly Reportの発行

毎月1回発行し、新たな保証制度の紹介等のトピックス記事や保証実績等を掲載しております。



・「信用保証ハンドブック」、「創業への道」、リーフレット、ポスターの作成

信用保証の基本事項等を紹介した「信用保証制度のご案内」や、ご利用いただくにあたっての手引書である「信用保証ハンドブック」、「信用保証の実務解説」、「創業への道」、その他中小企業者向けの広報物などを作成しております。



・ホームページの充実



当協会ではタイムリーに幅広い情報発信を行うため、ホームページの充実に努めております。

ホームページでは、動画と活字を組み合わせた内容で、お客様にわかりやすく保証業務や各種保証制度の内容を掲載しておりますので、ぜひご覧下さい。

・LINEによる情報発信

当協会では和歌山県信用保証協会 LINE 公式アカウント を開設しております。

保証制度のご案内、創業・経営支援に関するご案内など、中小企業・小規模事業者の皆さまの「お役に立つ情報」を随時配信しております。ぜひ、友だち登録をお願いいたします。

LINE 公式アカウント



友だち追加はこちらから !!

広報、信用保証協会電子受付システム、事業継続計画(BCP)について

・テレビCM

令和6年7月、5年ぶりとなるテレビCMの大幅なリニューアルを行い、夏の高校野球2024和歌山大会から放映を開始しました。「おこす（創業のお手伝い）」「かわる（経営拡大・改善のお手伝い）」「つなぐ（事業承継のお手伝い）」をコンセプトに、さわやかなイメージのCMとなっています。

テレビ和歌山での放映に加え、当協会ホームページにもCM動画を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



・当協会のマスコットキャラクター「わっかん」

「わっかん」は令和2年に誕生して以降、ホームページ、LINE、リーフレット等で活躍しております。皆さまよろしくお願ひいたします。



和歌山県信用保証協会マスコットキャラクター 『わっかん』

わっかんは信用保（ホ）証で和歌山を応援（エール）するクジラです。

皆さまとの交流の“輪”が広がることを願い命名しました。体の色は、和歌山の豊かな自然と温暖な気候をイメージしています。

大きな尾びれを使ったジャンプが得意で、中小企業のさらなる飛躍を応援します。

・マスメディア等を活用した情報発信

各媒体を通じ、保証制度、経営支援について積極的な情報発信を行っています。



日本金融通信社が記事利用を許諾しています
ニッキン 2024年11月1日号 15面

広報、信用保証協会電子受付システム、事業継続計画(BCP)について

・特別相談窓口等の設置

当協会では中小企業・小規模事業者の皆さまに多大な影響があると判断される災害、倒産等の発生の際に特別相談窓口等を設置し、中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談をお受けしております。お気軽にご相談下さい。

なお、令和7年7月1日現在で設置している特別相談窓口等は次のとおりです。

特別相談窓口

- 米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- ALPS 処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口

相談窓口

- 経営改善・資金繰り相談窓口（金融機関紹介を含む）

・「信用保証協会電子受付システム」の運用開始

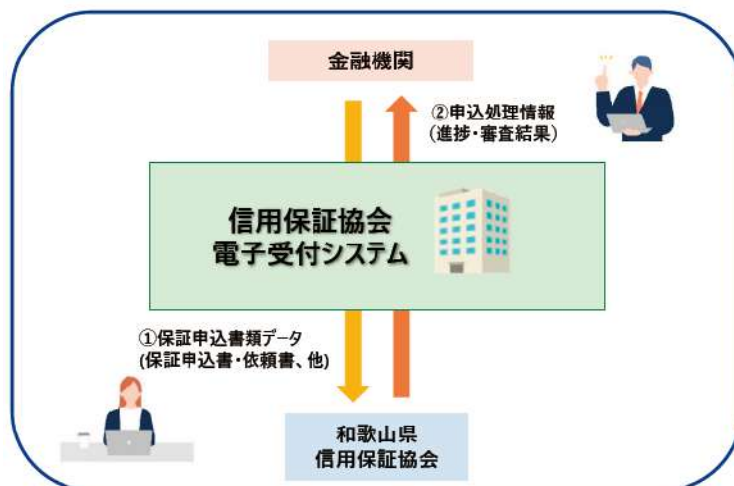
令和6年11月5日（火）、電子で保証申込書類の受付を行う「信用保証協会電子受付システム（以下、本システム）」の運用を開始しました。

本システムは、全国信用保証協会連合会を中心に、金融機関団体等と共同で検討を重ね構築した全国の金融機関と信用保証協会が利用できる「共通プラットフォーム」となっています。今後も金融機関との連携を深め、お客様の利便性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

【システムの概要・特長】

本システムを介し、金融機関より「保証申込書類」を電子データで授受することで、書類郵送・持ち込み負担の解消や、手続きの電子化による効率化が図られ、融資実行までのリードタイムの短縮が期待される仕組みです。

〈保証申込手続きの電子化の流れ〉



広報、信用保証協会電子受付システム、事業継続計画（BCP）について

・事業継続計画（BCP）の策定について

当協会では、大規模災害や感染症流行などの緊急事態発生時において、県内中小企業者が資金調達に支障をきたすことなく、被害や損失を最小限にとどめ事業を継続できるよう事業継続計画（BCP）を定めています。

事業継続計画は有事に備えての平常時の準備事項、緊急事態発生直後の初期対応から、暫定業務、本格復旧に至るまでの対応及び計画の維持管理体制等を定め、有事の際の実務対応のみならず、日常の準備・訓練体制及び役職員の心構えに関する項目を網羅する内容となっています。

事業継続計画をより実効性のあるものとするため、定期的な見直しを行うとともに、役員に対し継続的な教育・訓練を実施することで事業継続計画の周知・徹底を図り、非常時にも業務運営に支障をきたすことがないように努めてまいります。

信用保証制度の役割（目的と業務）

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、その将来性と経営手腕を適正に評価し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の健全な発展に寄与することを目的として設立された信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人です。

信用保証協会は、事業に積極的に取り組み、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者と金融機関とを結びつける『かけ橋』の役目を果たし、金融の円滑化を通じて中小企業の振興、ならびに地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

○和歌山県信用保証協会の経営理念

私たちは、中小企業の振興のために信頼され、親しまれ、期待される信用保証を創造し、存在感のある人間性豊かな力強いパートナーとして、地域社会とともに歩みます。

○目的（和歌山県信用保証協会定款第1条）

（目的）

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証等の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

○業務（和歌山県信用保証協会定款第6条（抜粋））

（業務）

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- ・中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ・中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ・前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。

- ・前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援

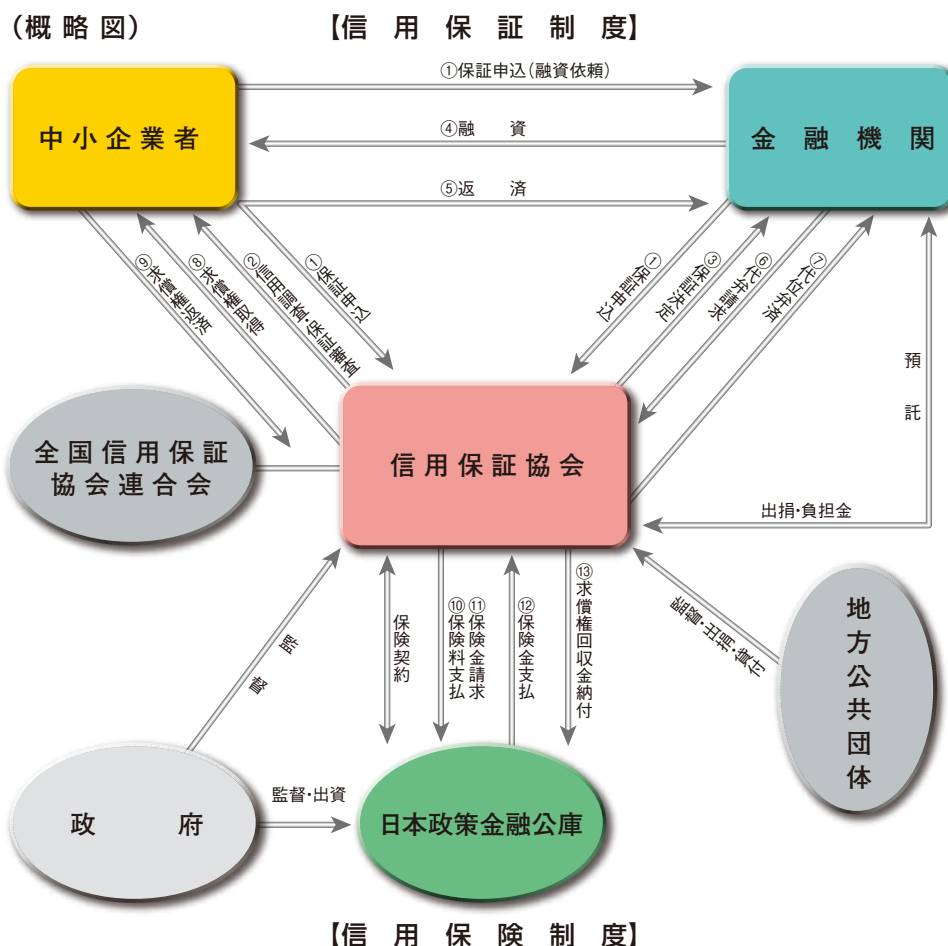
（協会と銀行その他の金融機関との連携）

第6条の2 本協会は、その業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

信用保証制度の役割（目的と業務）

○信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」という。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



■概略図の説明

（信用保証制度のしくみ）

- ① 中小企業者は、保証協会へ直接又は金融機関を通じて保証を申込みます。
（保証協会は、必要に応じ中小企業者に対して金融機関を紹介する取組みを行います。）
- ② 保証協会は、中小企業者の申込みを受けて、信用調査／保証審査を行います。
- ③ 保証が適当と認められた場合は、保証協会は金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に対して融資を実行します。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従い金融機関に対して返済を行います。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって返済ができなくなった場合、金融機関は保証協会に対して代位弁済を請求します。
- ⑦ 保証協会は、金融機関の請求に基づき中小企業者に代わって借入金を代位弁済します。
- ⑧ 保証協会は、代位弁済の実行により中小企業者に対して求償権を取得します。
- ⑨ 中小企業者は、保証協会に対して返済します。

（信用保険制度のしくみ）

- ⑩ 保証協会は、日本公庫に対して一保証毎に信用保険料を支払います。
- ⑪ 〔代位弁済（保険事故）が発生した場合〕日本公庫に対して保険金の請求を行います。
- ⑫ 日本公庫は、査定の結果、保険種別による支払割合（70～90％）に応じて、保険金を支払います。
- ⑬ 保証協会は、中小企業者からの求償権回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

信用保証のご利用にあたって

1. ご利用いただける中小企業者

和歌山県内に住居または事業所（法人の場合は本店または事業所）のいずれかを有し、保証対象業種を営む中小企業者（個人・会社・組合等）の方で、常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。なお、これから事業を始められる方であってもご利用いただける制度もございます。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

下記の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

○農業・林業・漁業、金融・保険業は原則として保証対象外ですが、一部取り扱い可能な場合があります。

○サービス業の一部について、保証対象外となる業種があります。

○許認可等を要する業種は、その許認可等を受けていることが必要です。

2. 保証の条件

①保証限度額…2億8,000万円

（組合のうち、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会または酒類業組合の場合は、4億8,000万円）

②資金使途……事業経営上に必要な運転資金および設備資金です。

③保証期間……一般保証は10年以内となります。その他の保証制度につきましては、それぞれの要綱に定められている期間が限度となります。

④連帯保証人…必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。なお、実質的な経営権を有している方など、特別な事情がある場合は、連帯保証人になっていただくことがあります。

⑤担保……必要に応じて担保を差し入れていただく場合があります。

なお、担保を差し入れていただいた保証については、原則保証料の割引（▲0.1%）適用があります。（ただし、セーフティネット保証等一部適用除外制度があります。）

信用保証のご利用にあたって

3. 信用保証料

信用保証料の性質は、いわゆる金利的・手数料的な性格とは異なり、「信用保証協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価であって、国の信用保険料、協会の業務費および損失負担（代位弁済等）に充てられるもの」として位置付けられております。

Ⅰ. 保証料率区分表

(年率、%)

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

- ・セーフティネット保証、流動資産担保融資保証、創業関連保証など一部の保証では、所定（一律）の保証料率が適用されます。
- ・県制度は県が保証料補助を行っており、中小企業者が負担する保証料は軽減されています。
- ・担保をご提供いただいた場合は、通常保証料率から0.1%割引となります。また、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類をご提出いただいた場合は、通常保証料率から0.1%割引となります。（共に一部適用除外制度があります。）

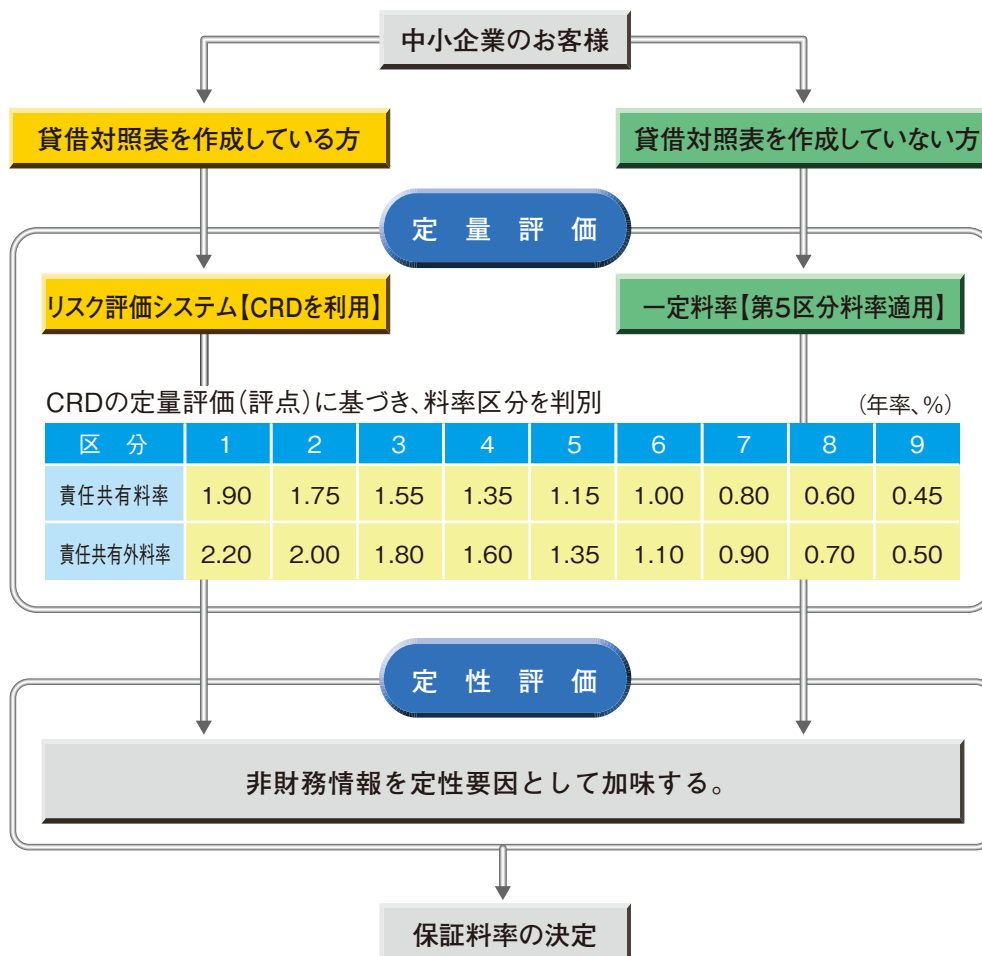
Ⅱ. 料率の算出方法

保証料率は、お客様の決算内容等をもとにして「CRD（注1）」によるスコアリングシステムを活用し、保証審査を踏まえ、上記9区分の保証料率体系のいずれかの料率を適用します。なお、貸借対照表および損益計算書を作成していない中小企業者（創業後まもなく決算期末到来により決算書がない方、確定申告書の資産負債調べのない個人事業者の方等）については、上記区分5の料率を適用します。

（注1）「CRD」とは経済産業省（中小企業庁）のバックアップにより、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（Credit Risk Database）」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業の財務データ等を収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。CRDは、約170の金融機関等が会員となっている中小企業に関する日本最大のデータベースです。※匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません。

信用保証のご利用にあたって

Ⅲ. 料率決定までのプロセス



Ⅳ. 保証料の計算方法

信用保証料の計算式は次のとおりとなっています。

① 一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

② 均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \text{回数別係数} \times$$

③ 根保証制度の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付極度額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

※回数別係数表

返済回数	6回以下	7～12回	13～24回	25回以上
係 数	0.70	0.65	0.60	0.55

信用保証のご利用にあたって

V. 保証料の分納

信用保証料は一括徴収が原則ですが、保証期間が2年を越え、かつ保証金額が1千5百万円を超えるもので「保証料分納申請書兼預金口座振替申込書」による申出があるものについては、下表のとおり分納いただけます。

保証料分納割合一覧表

取扱年度 保証期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2年超	4年以内	75	25													
4年超	6年以内	60	30	10												
6年超	8年以内	45	35	15	5											
8年超	10年以内	35	30	20	10	5										
10年超	12年以内	30	20	20	15	10	5									
12年超	14年以内	25	20	20	15	10	5	5								
14年超	16年以内	20	20	15	15	10	10	5	5							
16年超	18年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
18年超	20年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
20年超	22年以内	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
22年超	24年以内	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2			
24年超	26年以内	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
26年超	28年以内	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
28年超		15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2

VI. 保証料の返戻

信用保証料は原則として違算過収以外は返戻いたしません。ただし、次の場合において一定金額を超えるものについては返戻させていただきます。

- ① 保証期限前に完済した場合、当初の信用保証料計算起算日から1年ごとに区分し、未経過部分の信用保証料のうち原則として完済日の属する1年以内についてはその90%、完済日の属する1年を越える期間についてはその全額が返戻の対象となります。
- ② 保証条件変更に伴う信用保証料計算により、既収信用保証料が過収となる場合、その計算差額が返戻の対象となります。

信用保証のご利用にあたって

4. 責任共有制度

平成19年10月より協会の保証付き融資について、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、貸付実行およびその後における経営支援や再生支援を行うことを目的とした「責任共有制度」が導入されました。

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関毎に選択されています。金融機関の負担割合はいずれの方式でも20%のため、中小企業者のみなさまにご負担いただく保証料に差はありません。

責任共有制度の対象となる保証制度

一部対象除外制度を除く、すべての保証制度が責任共有制度の対象となります。なお、対象除外制度は下表のとおりです。

【対象除外制度】

1. 小口零細企業保証に係る保証
2. 特別小口保険に係る保証（NPO法人が利用する場合は責任共有対象）
3. セーフティネット保証1号～4号・6号に係る保証
4. 災害関係保証
5. 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権を消滅させることを目的とした保証
8. 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証、破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
9. 経営改善サポート保証【経営改善・再生支援強化型】（対象除外保証を同額以内で借換えた場合、または危機関連指定期間に保証申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内で借換えた場合に限る）
10. 危機関連保証

上記、対象除外制度をご利用いただいた場合、原則として既存の責任共有対象制度を借換えることは出来ませんので、ご注意ください。

また、金融機関の方式選択に関わらず部分保証方式となる保証制度があります。（例：特定社債保証、流動資産担保融資保証 保証割合80%）

信用保証の動向

1. 保証利用企業者数

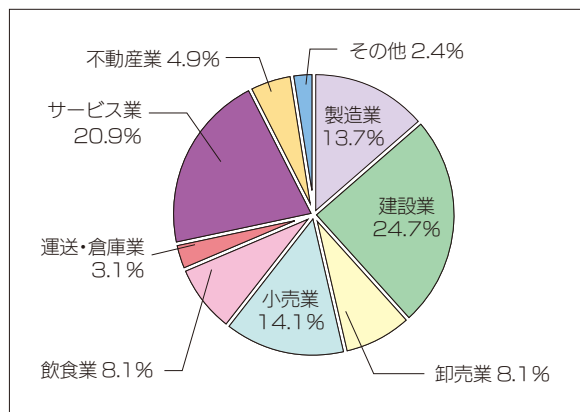
〔令和7年3月31日現在11,516者利用(県内中小企業者数31,817者)〕

保証利用度

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
利用企業者数	利用度%	利用企業者数	利用度%	利用企業者数	利用度%
12,817	37.3	11,770	37.0	11,516	36.2

業種別

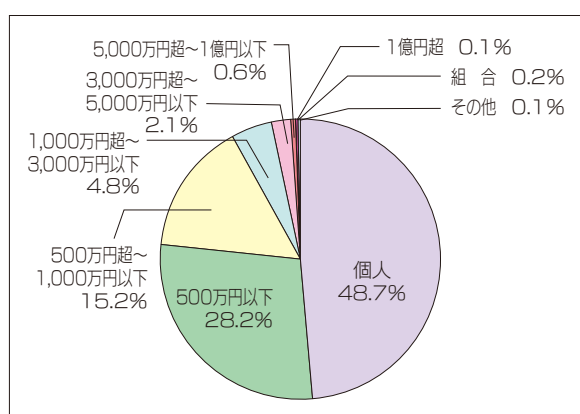
区 分	令和6年度	
	保証利用企業者数	構成比%
製 造 業	1,649	13.7
建 設 業	2,971	24.7
卸 売 業	975	8.1
小 売 業	1,694	14.1
飲 食 業	980	8.1
運 送 ・ 倉 庫 業	367	3.1
サ ー ビ ス 業	2,513	20.9
不 動 産 業	588	4.9
そ の 他	294	2.4
合 計	12,031	100.0



*業種兼業等の関係上、上記保証利用企業者数と合計は一致しません。

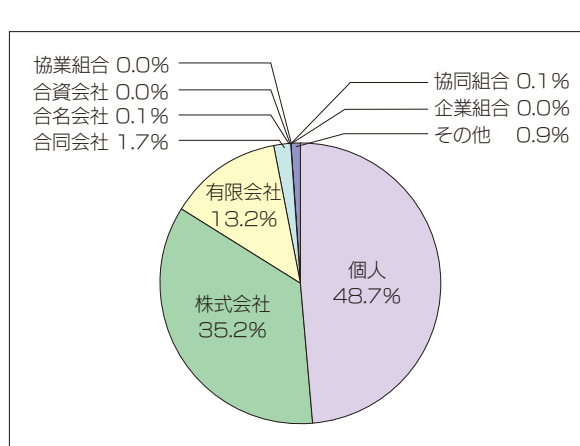
資本金別

区 分	令和6年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個 人	5,608	48.7
500万円以下	3,245	28.2
500万円超～1,000万円以下	1,754	15.2
1,000万円超～3,000万円以下	551	4.8
3,000万円超～5,000万円以下	240	2.1
5,000万円超～1億円以下	72	0.6
1億円超	11	0.1
組 合	23	0.2
そ の 他	12	0.1
合 計	11,516	100.0



組織別

区 分	令和6年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個 人	5,608	48.7
株 式 会 社	4,058	35.2
有 限 会 社	1,525	13.2
合 同 会 社	193	1.7
合 名 会 社	6	0.1
合 資 会 社	4	0.0
協 業 組 合	5	0.0
協 同 組 合	14	0.1
企 業 組 合	3	0.0
そ の 他	100	0.9
合 計	11,516	100.0



※構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

2. 資金使途別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	45,636	76.0	63,118	80.3	65,105	80.5
設 備	6,175	10.3	6,879	8.7	5,699	7.0
運転、設備	8,204	13.7	8,653	11.0	10,055	12.4
合 計	60,015	100.0	78,649	100.0	80,859	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	275,383	86.4	250,694	84.9	248,274	84.4
設 備	24,134	7.6	25,266	8.6	26,192	8.9
運転、設備	19,091	6.0	19,157	6.5	19,733	6.7
合 計	318,608	100.0	295,117	100.0	294,199	100.0

3. 担保有無別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	9,619	16.0	11,493	14.6	9,483	11.7
無 担 保	50,396	84.0	67,157	85.4	71,376	88.3
合 計	60,015	100.0	78,649	100.0	80,859	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	38,296	12.0	40,138	13.6	40,360	13.7
無 担 保	280,311	88.0	254,980	86.4	253,839	86.3
合 計	318,608	100.0	295,117	100.0	294,199	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

4. 金融機関別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	49	2,180	3.6	37	1,160	1.5	45	2,520	3.1
地 方 銀 行	1,962	40,111	66.8	2,333	51,534	65.5	2,096	54,412	67.3
第 二 地 銀	1	35	0.1	2	100	0.1	1	80	0.1
信 用 金 庫	1,698	15,995	26.7	2,065	23,651	30.1	2,146	22,285	27.6
信 用 組 合	105	1,113	1.9	102	1,877	2.4	59	957	1.2
政府系金融機関	12	270	0.5	7	54	0.1	23	386	0.5
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	26	311	0.5	41	273	0.3	40	219	0.3
合 計	3,853	60,015	100.0	4,587	78,649	100.0	4,410	80,859	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	457	11,596	3.6	402	10,025	3.4	389	10,156	3.5
地 方 銀 行	12,806	204,492	64.2	11,969	192,990	65.4	11,732	194,098	66.0
第 二 地 銀	4	135	0.0	4	161	0.1	5	216	0.1
信 用 金 庫	12,329	94,474	29.7	11,176	83,542	28.3	11,150	81,352	27.7
信 用 組 合	406	5,098	1.6	439	5,764	2.0	452	5,712	1.9
政府系金融機関	173	2,222	0.7	146	1,943	0.7	144	1,920	0.7
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	93	591	0.2	114	692	0.2	143	745	0.3
合 計	26,268	318,608	100.0	24,250	295,117	100.0	24,015	294,199	100.0

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	4	77	2.8	0	0	0.0	7	153	4.5
地 方 銀 行	152	1,934	70.1	150	1,931	70.8	182	2,274	67.7
第 二 地 銀	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
信 用 金 庫	104	660	23.9	102	720	26.4	158	854	25.4
信 用 組 合	0	0	0.0	5	20	0.7	6	69	2.1
政府系金融機関	13	88	3.2	8	56	2.1	1	7	0.2
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	0	0	0.0	0	0	0.0	1	3	0.1
合 計	273	2,759	100.0	265	2,727	100.0	355	3,360	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

5. 業種別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	131	3,105	5.2	154	3,741	4.8	128	4,029	5.0
繊維品工業	52	1,028	1.7	78	1,240	1.6	73	1,495	1.8
木材木製品工業	23	432	0.7	42	734	0.9	44	1,087	1.3
家具建具工業	34	286	0.5	47	846	1.1	38	468	0.6
紙工業	3	23	0.0	5	179	0.2	9	67	0.1
印刷製本業	35	617	1.0	33	595	0.8	23	375	0.5
化学工業	10	511	0.9	18	494	0.6	13	694	0.9
石油石炭工業	4	400	0.7	1	80	0.1	2	160	0.2
ゴム工業	13	241	0.4	35	974	1.2	29	837	1.0
皮革工業	3	52	0.1	8	152	0.2	6	179	0.2
窯業	8	225	0.4	25	771	1.0	16	512	0.6
機械工業	41	783	1.3	68	1,629	2.1	67	2,222	2.7
電気機器工業	10	216	0.4	13	203	0.3	9	84	0.1
車輛工業	3	30	0.0	12	246	0.3	1	14	0.0
船舶工業	3	52	0.1	10	89	0.1	10	117	0.1
金属工業	39	906	1.5	50	1,451	1.8	61	1,696	2.1
その他の工業	166	1,856	3.1	174	1,850	2.4	128	1,656	2.0
製造業計	578	10,762	17.9	773	15,274	19.4	657	15,689	19.4
農林漁業	13	143	0.2	13	57	0.1	9	101	0.1
鉱業	2	49	0.1	2	160	0.2	0	0	0.0
建設業	1,071	16,072	26.8	1,297	21,449	27.3	1,316	22,075	27.3
卸売業	348	7,747	12.9	404	9,967	12.7	399	10,328	12.8
小売業	542	7,410	12.3	643	9,568	12.2	622	9,550	11.8
飲食業	212	1,813	3.0	255	2,294	2.9	221	1,889	2.3
運送倉庫業	167	3,408	5.7	167	4,391	5.6	180	4,780	5.9
サービス業	687	8,603	14.3	799	12,118	15.4	753	11,798	14.6
不動産業	219	3,881	6.5	217	3,280	4.2	236	4,509	5.6
その他の産業	14	126	0.2	17	92	0.1	17	140	0.2
非製造業計	3,275	49,253	82.1	3,814	63,376	80.6	3,753	65,170	80.6
合 計	3,853	60,015	100.0	4,587	78,649	100.0	4,410	80,859	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

5. 業種別保証状況

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	879	14,526	4.6	818	13,428	4.6	783	13,366	4.5
繊維品工業	454	5,990	1.9	412	5,485	1.9	362	5,174	1.8
木材木製品工業	225	3,480	1.1	219	3,223	1.1	222	3,525	1.2
家具建具工業	291	3,277	1.0	250	2,897	1.0	221	2,519	0.9
紙工業	48	771	0.2	46	813	0.3	44	630	0.2
印刷製本業	175	2,293	0.7	145	1,831	0.6	135	1,709	0.6
化学工業	85	2,131	0.7	73	1,825	0.6	75	1,884	0.6
石油石炭工業	6	346	0.1	8	589	0.2	8	623	0.2
ゴム工業	183	3,103	1.0	157	2,875	1.0	152	2,917	1.0
皮革工業	30	460	0.1	29	455	0.2	28	500	0.2
窯業	115	2,404	0.8	107	2,198	0.7	102	2,168	0.7
機械工業	336	5,403	1.7	291	4,796	1.6	295	5,705	1.9
電気機器工業	79	951	0.3	71	727	0.2	68	671	0.2
車輜工業	33	472	0.1	22	324	0.1	20	368	0.1
船舶工業	25	240	0.1	31	263	0.1	33	293	0.1
金属工業	376	6,136	1.9	333	5,577	1.9	331	5,638	1.9
その他の工業	1,089	7,985	2.5	984	7,171	2.4	912	6,781	2.3
製造業計	4,429	59,968	18.8	3,996	54,477	18.5	3,791	54,469	18.5
農林漁業	48	397	0.1	55	374	0.1	54	392	0.1
鉱業	10	205	0.1	7	333	0.1	6	236	0.1
建設業	6,743	80,393	25.2	6,175	73,235	24.8	6,196	73,577	25.0
卸売業	2,570	42,284	13.3	2,273	37,855	12.8	2,239	37,456	12.7
小売業	3,444	36,135	11.3	3,189	34,316	11.6	3,184	33,847	11.5
飲食業	1,673	11,413	3.6	1,551	10,606	3.6	1,524	10,200	3.5
運送倉庫業	1,066	18,114	5.7	985	17,344	5.9	983	17,260	5.9
サービス業	4,704	50,639	15.9	4,432	47,925	16.2	4,433	47,380	16.1
不動産業	1,168	16,774	5.3	1,210	16,776	5.7	1,290	17,871	6.1
その他の産業	413	2,286	0.7	377	1,876	0.6	315	1,513	0.5
非製造業計	21,839	258,640	81.2	20,254	240,640	81.5	20,224	239,730	81.5
合 計	26,268	318,608	100.0	24,250	295,117	100.0	24,015	294,199	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

5. 業種別保証状況

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	12	151	5.5	10	32	1.2	25	354	10.6
繊維品工業	41	851	30.8	0	0	0.0	2	11	0.3
木材木製品工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
家具建具工業	9	45	1.6	9	86	3.2	10	257	7.7
紙工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
印刷製本業	0	0	0.0	5	116	4.3	3	18	0.5
化学工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石油石炭工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ゴム工業	0	0	0.0	6	156	5.7	0	0	0.0
皮革工業	0	0	0.0	0	0	0.0	4	63	1.9
窯業	9	136	4.9	0	0	0.0	0	0	0.0
機械工業	0	0	0.0	0	0	0.0	6	46	1.4
電気機器工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
車輛工業	0	0	0.0	6	96	3.5	0	0	0.0
船舶工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
金属工業	3	16	0.6	4	113	4.1	13	142	4.2
その他の工業	8	112	4.1	8	22	0.8	12	103	3.1
製造業計	82	1,312	47.5	48	620	22.7	75	994	29.6
農林漁業	6	19	0.7	0	0	0.0	0	0	0.0
鉱業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建設業	62	391	14.2	66	572	21.0	80	580	17.3
卸売業	10	86	3.1	22	264	9.7	42	349	10.4
小売業	43	319	11.6	34	415	15.2	46	448	13.3
飲食業	16	51	1.9	31	129	4.7	21	77	2.3
運送倉庫業	13	136	4.9	18	212	7.8	23	236	7.0
サービス業	41	445	16.1	43	475	17.4	61	643	19.1
不動産業	0	0	0.0	3	40	1.5	4	15	0.4
その他の産業	0	0	0.0	0	0	0.0	3	17	0.5
非製造業計	191	1,447	52.5	217	2,107	77.3	280	2,365	70.4
合 計	273	2,759	100.0	265	2,727	100.0	355	3,360	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

6. 制度別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	1,400	27,872	46.4	1,239	25,531	32.5	1,716	44,254	54.7
県 制 度 計	2,364	29,262	48.8	3,155	47,875	60.9	2,583	33,553	41.5
市町村制度 計	2	11	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
国 制 度 計	87	2,870	4.8	193	5,244	6.7	111	3,052	3.8
合 計	3,853	60,015	100.0	4,587	78,649	100.0	4,410	80,859	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	4,286	81,087	25.5	4,078	78,604	26.6	4,549	94,371	32.1
県 制 度 計	21,647	230,489	72.3	19,707	206,070	69.8	18,940	187,826	63.8
市町村制度 計	17	61	0.0	14	42	0.0	12	30	0.0
国 制 度 計	318	6,971	2.2	451	10,400	3.5	514	11,972	4.1
合 計	26,268	318,608	100.0	24,250	295,117	100.0	24,015	294,199	100.0

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	42	548	19.9	35	500	18.3	24	261	7.8
県 制 度 計	213	1,695	61.4	223	2,046	75.0	312	2,907	86.5
市町村制度 計	1	9	0.3	0	0	0.0	0	0	0.0
国 制 度 計	17	507	18.4	7	181	6.6	19	192	5.7
合 計	273	2,759	100.0	265	2,727	100.0	355	3,360	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

7. 地区別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
和歌山市	1,598	25,793	43.0	1,959	33,574	42.7	1,838	34,312	42.4
岩出市	172	2,726	4.5	185	3,179	4.0	200	3,081	3.8
紀の川市	232	3,567	5.9	206	4,651	5.9	235	4,958	6.1
橋本市	171	3,166	5.3	263	4,304	5.5	268	5,207	6.4
海南市	238	3,308	5.5	248	4,133	5.3	181	4,045	5.0
有田市	73	1,016	1.7	123	1,768	2.2	78	1,070	1.3
御坊市	96	1,488	2.5	126	1,931	2.5	116	2,144	2.7
田辺市	300	4,520	7.5	390	7,212	9.2	390	6,403	7.9
新宮市	163	2,211	3.7	161	2,661	3.4	189	2,913	3.6
九度山町	10	238	0.4	9	66	0.1	14	266	0.3
かつらぎ町	47	713	1.2	61	844	1.1	74	1,114	1.4
高野町	10	154	0.3	15	216	0.3	15	340	0.4
伊都郡計	67	1,105	1.8	85	1,126	1.4	103	1,720	2.1
紀美野町	31	505	0.8	36	629	0.8	35	744	0.9
海草郡計	31	505	0.8	36	629	0.8	35	744	0.9
広川町	24	258	0.4	31	705	0.9	26	284	0.4
湯浅町	29	228	0.4	42	380	0.5	37	347	0.4
有田川町	99	1,268	2.1	85	1,517	1.9	99	1,537	1.9
有田郡計	152	1,753	2.9	158	2,601	3.3	162	2,168	2.7
由良町	11	92	0.2	11	96	0.1	7	42	0.1
印南町	18	283	0.5	25	290	0.4	13	164	0.2
日高町	21	190	0.3	20	211	0.3	28	297	0.4
美浜町	24	421	0.7	25	267	0.3	41	643	0.8
みなべ町	70	1,259	2.1	76	1,849	2.4	99	1,997	2.5
日高川町	20	285	0.5	38	503	0.6	28	435	0.5
日高郡計	164	2,529	4.2	195	3,215	4.1	216	3,578	4.4
すさみ町	11	173	0.3	12	296	0.4	14	271	0.3
上富田町	52	1,090	1.8	63	815	1.0	59	1,395	1.7
白浜町	104	1,632	2.7	122	1,667	2.1	86	1,536	1.9
西牟婁郡計	167	2,894	4.8	197	2,777	3.5	159	3,202	4.0
北山村	0	0	0.0	0	0	0.0	3	152	0.2
太地町	2	9	0.0	1	18	0.0	7	112	0.1
古座川町	4	28	0.0	4	33	0.0	5	35	0.0
那智勝浦町	49	755	1.3	68	1,025	1.3	68	1,218	1.5
串本町	105	695	1.2	86	1,178	1.5	70	720	0.9
東牟婁郡計	160	1,488	2.5	159	2,254	2.9	153	2,237	2.8
その他	69	1,947	3.2	96	2,633	3.3	87	3,077	3.8
合 計	3,853	60,015	100.0	4,587	78,649	100.0	4,410	80,859	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

7. 地区別保証状況

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	11,045	137,560	43.2	10,180	127,181	43.1	10,088	126,967	43.2
岩出市	1,151	13,613	4.3	1,102	12,926	4.4	1,141	13,247	4.5
紀の川市	1,409	17,023	5.3	1,242	15,445	5.2	1,228	16,138	5.5
橋本市	1,155	15,444	4.8	1,131	15,342	5.2	1,169	16,226	5.5
海南市	1,401	16,581	5.2	1,266	14,553	4.9	1,225	14,504	4.9
有田市	721	6,992	2.2	639	6,070	2.1	622	5,379	1.8
御坊市	807	8,962	2.8	707	7,919	2.7	684	8,004	2.7
田辺市	2,219	28,188	8.8	2,092	26,885	9.1	2,110	25,600	8.7
新宮市	1,085	11,864	3.7	989	10,813	3.7	926	10,477	3.6
九度山町	67	1,194	0.4	68	1,088	0.4	63	977	0.3
かつらぎ町	355	4,261	1.3	341	3,960	1.3	325	3,849	1.3
高野町	84	1,019	0.3	76	955	0.3	69	952	0.3
伊都郡計	506	6,473	2.0	485	6,004	2.0	457	5,777	2.0
紀美野町	247	2,857	0.9	221	2,648	0.9	217	2,718	0.9
海草郡計	247	2,857	0.9	221	2,648	0.9	217	2,718	0.9
広川町	180	2,149	0.7	157	1,953	0.7	160	1,942	0.7
湯浅町	303	3,067	1.0	271	2,590	0.9	260	2,420	0.8
有田川町	655	7,523	2.4	603	6,656	2.3	581	6,267	2.1
有田郡計	1,138	12,739	4.0	1,031	11,199	3.8	1,001	10,629	3.6
由良町	108	875	0.3	83	694	0.2	67	485	0.2
印南町	154	1,479	0.5	138	1,236	0.4	133	1,054	0.4
日高町	107	987	0.3	105	960	0.3	110	944	0.3
美浜町	169	1,509	0.5	137	1,282	0.4	138	1,387	0.5
みなべ町	500	6,732	2.1	445	6,172	2.1	434	5,940	2.0
日高川町	195	2,311	0.7	182	1,862	0.6	179	1,775	0.6
日高郡計	1,233	13,894	4.4	1,090	12,206	4.1	1,061	11,585	3.9
すさみ町	62	912	0.3	61	881	0.3	64	820	0.3
上富田町	304	4,221	1.3	304	3,694	1.3	307	3,934	1.3
白浜町	629	7,066	2.2	585	6,541	2.2	569	6,266	2.1
西牟婁郡計	995	12,198	3.8	950	11,116	3.8	940	11,020	3.7
北山村	4	25	0.0	4	20	0.0	6	164	0.1
太地町	33	168	0.1	26	145	0.0	26	210	0.1
古座川町	25	209	0.1	27	216	0.1	29	202	0.1
那智勝浦町	370	4,101	1.3	331	3,467	1.2	316	3,574	1.2
串本町	433	3,365	1.1	376	3,021	1.0	378	2,887	1.0
東牟婁郡計	865	7,867	2.5	764	6,868	2.3	755	7,037	2.4
その他	291	6,351	2.0	361	7,943	2.7	391	8,889	3.0
合計	26,268	318,608	100.0	24,250	295,117	100.0	24,015	294,199	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

7. 地区別保証状況

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
和歌山市	151	1,845	66.9	128	1,340	49.1	188	1,752	52.2
岩出市	16	169	6.1	6	11	0.4	16	57	1.7
紀の川市	14	92	3.3	27	430	15.8	18	276	8.2
橋本市	13	89	3.2	4	17	0.6	11	66	2.0
海南市	15	112	4.0	8	168	6.2	8	79	2.3
有田市	6	66	2.4	17	192	7.0	8	112	3.3
御坊市	4	13	0.5	0	0	0.0	7	39	1.2
田辺市	14	96	3.5	12	42	1.5	25	341	10.2
新宮市	5	37	1.3	15	88	3.2	13	93	2.8
九度山町	1	7	0.3	0	0	0.0	0	0	0.0
かつらぎ町	0	0	0.0	4	17	0.6	3	32	1.0
高野町	3	32	1.2	0	0	0.0	0	0	0.0
伊都郡計	4	39	1.4	4	17	0.6	3	32	1.0
紀美野町	5	25	0.9	2	1	0.0	2	5	0.1
海草郡計	5	25	0.9	2	1	0.0	2	5	0.1
広川町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
湯浅町	1	7	0.3	0	0	0.0	0	0	0.0
有田川町	1	1	0.0	4	34	1.2	12	147	4.4
有田郡計	2	8	0.3	4	34	1.2	12	147	4.4
由良町	1	1	0.0	8	40	1.5	0	0	0.0
印南町	0	0	0.0	1	1	0.0	2	21	0.6
日高町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
美浜町	0	0	0.0	15	78	2.9	4	13	0.4
みなべ町	1	2	0.1	0	0	0.0	1	1	0.0
日高川町	0	0	0.0	3	65	2.4	0	0	0.0
日高郡計	2	3	0.1	27	184	6.7	7	36	1.1
すさみ町	0	0	0.0	0	0	0.0	1	5	0.2
上富田町	2	21	0.7	0	0	0.0	0	0	0.0
白浜町	5	96	3.5	4	14	0.5	17	185	5.5
西牟婁郡計	7	116	4.2	4	14	0.5	18	190	5.7
北山村	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
太地町	0	0	0.0	0	0	0.0	4	23	0.7
古座川町	7	37	1.4	0	0	0.0	0	0	0.0
那智勝浦町	3	4	0.1	0	0	0.0	1	22	0.7
串本町	5	8	0.3	2	90	3.3	10	53	1.6
東牟婁郡計	15	50	1.8	2	90	3.3	15	99	2.9
そ の 他	0	0	0.0	5	99	3.6	4	36	1.1
合 計	273	2,759	100.0	265	2,727	100.0	355	3,360	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

8. 経営安定関連5号保証状況

(1) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	3	138	1.4	7	213	1.2	2	160	1.7
地 方 銀 行	273	7,151	73.3	485	13,451	76.4	235	6,722	72.4
第 二 地 銀	0	0	0.0	1	20	0.1	0	0	0.0
信 用 金 庫	169	2,354	24.1	229	3,748	21.3	119	2,268	24.4
信 用 組 合	3	17	0.2	8	161	0.9	5	88	0.9
政府系金融機関	1	12	0.1	1	12	0.1	2	44	0.5
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	1	80	0.8	2	10	0.1	2	7	0.1
合 計	450	9,751	100.0	733	17,614	100.0	365	9,289	100.0

(2) 業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製 造 業	73	1,708	17.5	126	3,366	19.1	65	2,033	21.9
農 林 漁 業	0	0	0.0	4	18	0.1	0	0	0.0
鉱 業	0	0	0.0	2	160	0.9	0	0	0.0
建 設 業	110	2,373	24.3	215	4,905	27.8	103	2,068	22.3
物 品 販 売 業	155	3,297	33.8	205	4,507	25.6	118	3,078	33.1
運 送 倉 庫 業	40	821	8.4	55	1,683	9.6	22	709	7.6
不 動 産 業	6	233	2.4	9	196	1.1	6	168	1.8
サ ー ビ ス 業	66	1,320	13.5	117	2,781	15.8	51	1,233	13.3
合 計	450	9,751	100.0	733	17,614	100.0	365	9,289	100.0

(3) 担保別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
有 担 保	94	1,425	14.6	138	1,834	10.4	59	962	10.4
無 担 保	356	8,327	85.4	595	15,781	89.6	306	8,327	89.6
合 計	450	9,751	100.0	733	17,614	100.0	365	9,289	100.0

(4) 年度別保証承諾・債務残高・代位弁済

(単位：百万円)

区 分	保証承諾		保証債務残高		代位弁済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和4年度	450	9,751	3,524	42,583	76	1,145
令和5年度	733	17,614	3,480	47,799	52	558
令和6年度	365	9,289	3,320	46,683	84	969

9. 保証条件変更実績

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
変 更 承 諾	2,505	36,524	111.9	2,660	40,910	112.0	2,885	44,897	109.7
変 更 債 務 残 高	2,559	32,255	109.4	2,707	34,822	108.0	2,861	36,805	105.7

10. 求償権回収実績

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
実 際 回 収	884	155.0	1,046	118.3	878	84.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

令和6年度事業報告

貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		
科 目	金 額	
現 金	76,381	
現 金	76,381	
小 切 手	0	
預 け 金	8,959,009,600	
当 座 預 金	0	
普 通 預 金	2,845,063,559	
通 知 預 金	0	
定 期 預 金	6,100,000,000	
郵 便 貯 金	13,946,041	
金 銭 信 託	0	
有 価 証 券	28,502,410,000	
国 債	0	
地 方 債	14,099,518,000	
社 債	14,399,892,000	
株 式	3,000,000	
受 益 証 券	0	
新 株 予 約 権	0	
フ ァ ン ド 出 資	0	
譲 渡 性 預 金	0	
そ の 他	0	
動 産 ・ 不 動 産	594,336,887	
事 業 用 不 動 産	495,887,563	
事 業 用 動 産	98,449,324	
所有動産・不動産	0	
建 設 仮 勘 定	0	
損 失 補 償 金 見 返	11,461,670,523	
保 証 債 務 見 返	294,199,222,628	
求 償 権	1,367,662,003	
譲 受 債 権	0	
雑 勘 定	717,619,690	
仮 払 金	25,573,596	
保 証 金	0	
厚 生 基 金	42,825,000	
連 合 会 勘 定	1,517,332	
未 収 利 息	61,058,676	
有価証券未収入金	0	
未 経 過 保 険 料	586,645,086	
合 計	345,802,007,712	

貸 方		
科 目	金 額	
基 本 財 産	20,313,903,702	
基 金	7,293,153,000	
基 金 準 備 金	13,020,750,702	
制 度 改 革 促 進 基 金	0	
収 支 差 額 変 動 準 備 金	7,791,439,374	
その他有価証券評価差額金	0	
責 任 準 備 金	1,939,598,532	
求 償 権 償 却 準 備 金	435,161,782	
退 職 給 与 引 当 金	687,944,660	
損 失 補 償 金	11,461,670,523	
保 証 債 務	294,199,222,628	
求 償 権 補 填 金	0	
保 険 金	0	
損 失 補 償 補 填 金	0	
借 入 金	0	
長 期 借 入 金	0	
(うち日本政策金融公庫分)	0	
短 期 借 入 金	0	
(うち日本政策金融公庫分)	0	
収支差額変動準備金造成資金	0	
雑 勘 定	8,973,066,511	
仮 受 金	3,865,353	
保 険 納 付 金	59,486,478	
損 失 補 償 納 付 金	23,896,262	
未 経 過 保 証 料	8,881,743,832	
未 払 保 険 料	1,703,621	
未 払 費 用	2,370,965	
有 価 証 券 未 払 金	0	
合 計	345,802,007,712	

令和6年度事業報告

収支計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	3,385,969,535
保 証 料	2,744,374,721
預 け 金 利 息	15,533,501
有価証券利息・配当金	279,393,179
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	2,612,622
損 害 金	19,451,559
事 務 補 助 金	102,192,000
責 任 共 有 負 担 金	196,584,000
雑 収 入	25,827,953
経 常 支 出	2,284,639,399
業 務 費	1,035,801,157
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,248,471,720
責任共有負担金納付金	0
雑 支 出	366,522
経 常 収 支 差 額	1,101,330,136
経 常 外 収 入	4,590,615,673
償 却 求 償 権 回 収 金	51,339,337
責 任 準 備 金 戻 入	1,932,179,115
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	325,306,956
求 償 権 補 填 金 戻 入	2,281,790,265
(保 険 金)	2,077,015,026
(損失補償補填金)	204,775,239
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経 常 外 支 出	4,883,637,391
求 償 権 償 却	2,505,082,302
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	3,794,762
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	0
退 職 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	1,939,598,532
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	435,161,782
そ の 他 支 出	13
経 常 外 収 支 差 額	-293,021,718
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	808,308,418
収支差額変動準備金繰入額	404,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	404,308,418

財産目録

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

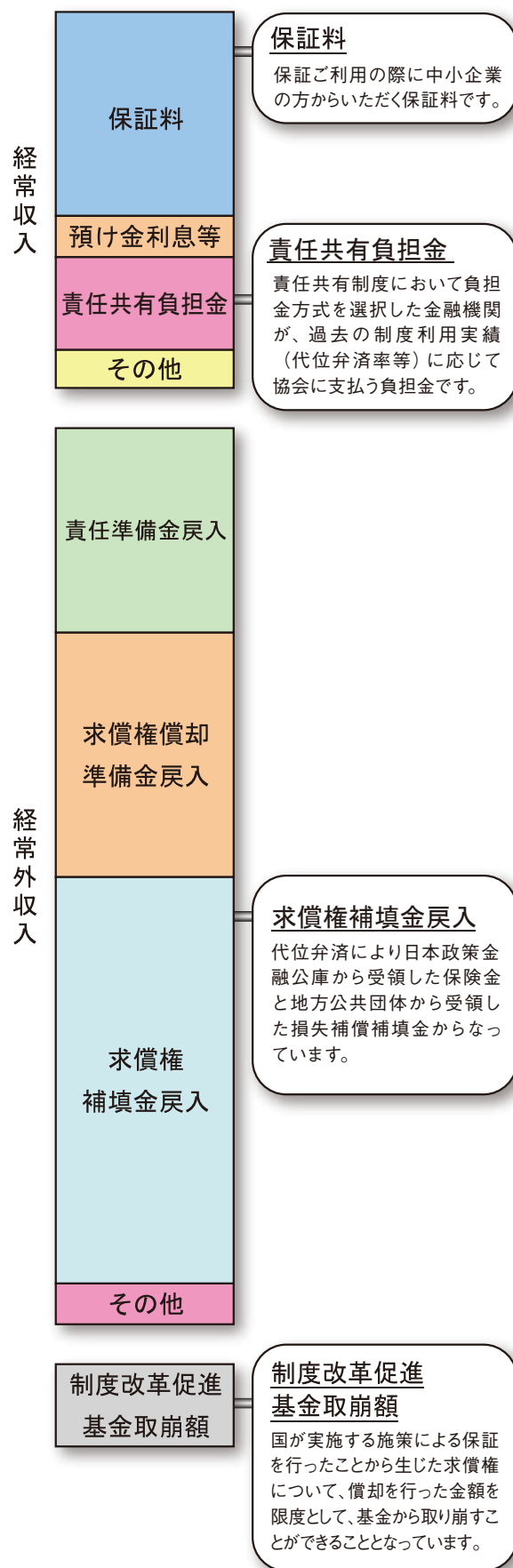
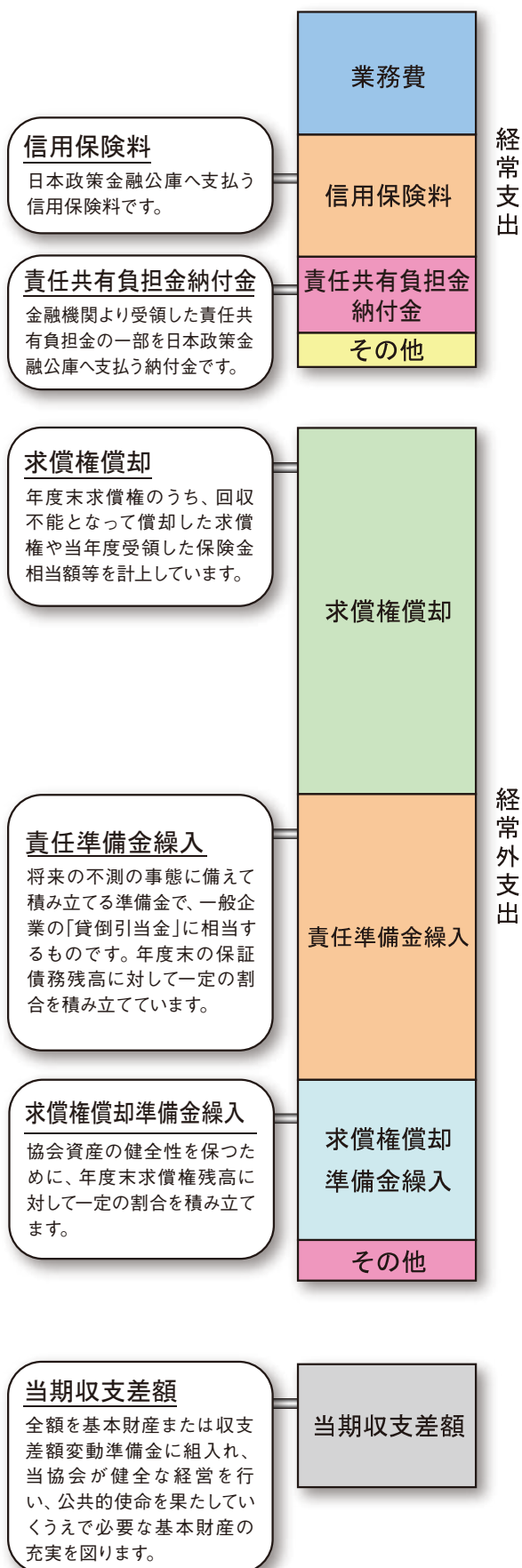
資 産	金 額
科 目	金 額
現 金	76,381
預 け 金	8,959,009,600
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	28,502,410,000
動 産 ・ 不 動 産	594,336,887
損 失 補 償 金 見 返	11,461,670,523
保 証 債 務 見 返	294,199,222,628
求 償 権	1,367,662,003
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	717,619,690
合 計	345,802,007,712

負 債	金 額
科 目	金 額
その他有価証券評価差額金	0
責 任 準 備 金	1,939,598,532
求 償 権 償 却 準 備 金	435,161,782
退 職 給 与 引 当 金	687,944,660
損 失 補 償 金	11,461,670,523
保 証 債 務	294,199,222,628
求 償 権 補 填 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	8,973,066,511
合 計	317,696,664,636
正 味 財 産	28,105,343,076

収支計算書の用語解説

<支出>

<収入>



個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報保護宣言」を以下のとおり制定しております。
業務上、お客様の個人情報を取得・利用させていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で適切に取り組み、個人情報の保護に努めています。

個人情報保護宣言

和歌山県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（１）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（２）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（３）個人データの安全管理に係る基本方針

当協会は、個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）の安全管理に係る基本方針として、次の事項を定めます。

- ・個人データについては、個人情報保護法、ガイドラインなどの法令等を遵守して厳重管理します。
- ・当協会は、個人データの安全管理の一元管理を図る体制を構築します。
- ・当協会は、当協会の役職員として取るべき行動を具体的に示すものとして、別途「個人データ管理規程」を制定します。
- ・当協会は、役職員に個人データの安全管理を周知徹底させるため計画的に教育・研修などを行います。
- ・当協会は、本基本方針の遵守状況などを定期的に点検・評価して適宜安全管理対策を見直し、適正な安全管理に努めます。
- ・当協会は、本基本方針を必要に応じて継続的に改善することに努めます。
- ・安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報の保護に関する法律に

個人情報保護への取り組み

基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(5) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(6) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(7) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

(8) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(7)、(8)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(9) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(10) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止等に関する応対窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

コンプライアンス態勢

信用保証協会は、国および地方公共団体等関係機関の支援のもとに、中小企業のための不可欠な機関として中小企業施策の重要な一翼を担っています。

このような公共性と社会的使命の重要性に鑑み、当協会では、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努め、地域社会ならびに中小企業の皆様方から信頼され親しまれる信用保証協会を目指し、役員一丸となって取り組んで参ります。

1. コンプライアンスの基本方針

【信用保証協会の公共性と社会的責任】

- ・信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

【質の高い信用保証サービス】

- ・経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

【法令やルール of 厳格な遵守】

- ・あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

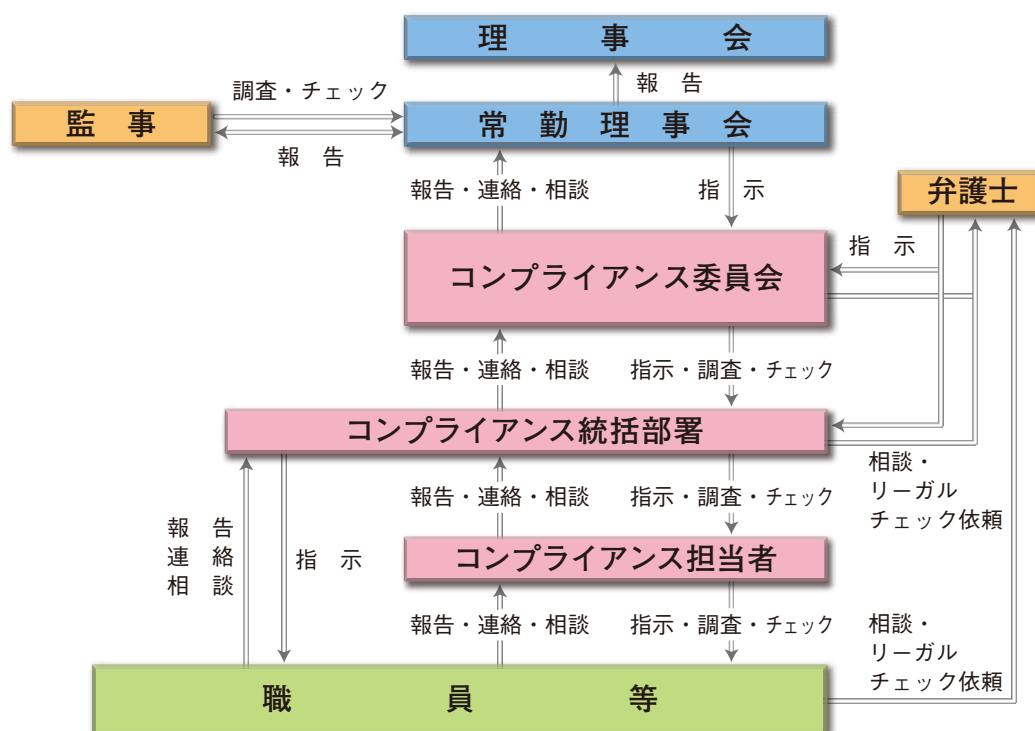
【反社会的勢力との対決】

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

【地域社会に対する貢献】

- ・広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

2. コンプライアンス組織体制図



当協会の概要

プロフィール

保証債務残高	24,015件 2,941億円 [令和7年3月末現在]
事業所網	本所（和歌山市）、支所（田辺市）
役職員数	76名 [令和7年4月1日現在]
根拠法律	信用保証協会法（昭和28年法律第196号）
関係法令	信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号） 信用保証協会法施行規則（昭和28年大蔵省・通商産業省令第3号） 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）

沿革

昭和23年12月27日	社団法人和歌山県信用保証協会設立登記完了 （和歌山市小松原通1丁目1番地〈和歌山県庁内〉）
昭和29年 7月 1日	信用保証協会法に基づく特殊法人としての組織変更登記完了
昭和31年 8月 9日	本所 事務所所在地へ移転（和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地）
昭和40年 5月 1日	田辺連絡所業務取扱い開始
昭和55年 4月 3日	田辺支所設置 登記完了
昭和58年 9月17日	本所 新事務所完成（和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地）
昭和62年 5月23日	田辺支所移転 登記完了（田辺市朝日ヶ丘24番15号）
平成10年12月27日	設立50周年を迎える
平成18年 4月 1日	保証料率の弾力化導入
平成19年10月 1日	責任共有制度導入
平成22年10月12日	新電算システム「グローバルネクスト」を導入
平成22年11月 1日	信用保証協会団体信用生命保険制度の取り扱い開始
平成25年 4月30日	田辺支所が新事務所へ移転（田辺市朝日ヶ丘21番24号）
平成29年 1月 4日	新電算システム「ORBIT」を導入
平成30年 4月 1日	信用補完制度の見直し
令和 3年12月27日	SDGs宣言
令和 5年 4月 1日	一般事業主行動計画の取り組みを開始

役員構成

令和7年8月1日現在

理事長	細 川 一 也	常 勤	（元職）和歌山県危機管理監
専務理事	前 昌 治	常 勤	（前職）和歌山県企画部長
常務理事	向 井 学	常 勤	（元職）和歌山県信用保証協会企業支援部長
理 事	堀 田 幸 平	常 勤	（元職）和歌山県信用保証協会企画総務部長
理 事	鈴 木 徳 久	非常勤	和歌山県議会経済警察委員会 委員長
理 事	原 口 裕 之	非常勤	紀陽銀行 取締役頭取
理 事	田 谷 節 朗	非常勤	きのくに信用金庫 理事長
理 事	秋 永 安 賢	非常勤	商工組合中央金庫 和歌山支店長
理 事	中 川 久 之	非常勤	三菱 UFJ 銀行 和歌山支店長
理 事	福 丸 周 人	非常勤	三井住友銀行 和歌山法人営業部長
理 事	英 幸 秀	非常勤	南都銀行 和歌山支店長
理 事	横 田 勝 之	非常勤	新宮信用金庫 理事長
理 事	田 中 一 壽	非常勤	和歌山商工会議所 専務理事
理 事	金 谷 清 道	非常勤	田辺商工会議所 会頭
理 事	植 田 英 明	非常勤	和歌山県商工会連合会 会長
理 事	玉 置 篤	非常勤	和歌山県中小企業団体中央会 会長
理 事	中 場 毅	非常勤	和歌山県商工労働部長
理 事	西 本 昌 永	非常勤	和歌山市産業交流局長
監 事	南 條 秀 記	常 勤	（前職）和歌山県信用保証協会企業支援部長
監 事	和 中 修 二	非常勤	公認会計士
監 事	土 井 智 也	非常勤	弁護士

当協会の概要

組織体制・担当業務のご案内

組織体制				担当業務
本所	企画総務部	総務課	TEL(073)433-9709 (073)433-9710	理事会、人事、諸契約、定款、研修、労務管理・福利厚生、官公庁の窓口 予算・決算、資金運用、出納・会計など
			FAX(073)433-9700	
		企画情報課	TEL(073)433-9711 (073)433-9712	業務企画、業務方法書、事業計画、広報、保証制度、業務情報・諸統計の 管理 電算システムの開発・運用・管理、情報システムの構築・発信など
			FAX(073)433-9740 (073)433-9742	
	企業支援部	企業支援統括課	TEL(073)433-9703	保証業務および期中管理（事故報告書受付前）の統括・企画・調整、受付窓口 業務の統括、保証および保証条件変更申込書・各種通知書等の受付、保証協 会団信、保証書発行、保証料徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理など
			FAX(073)433-9702	
		保証課	TEL(073)433-9705	保証推進、金融相談・経営支援、信用調査・審査など
			FAX(073)433-9732	
		経営支援課	TEL(073)433-9704	金融相談・経営支援、再生支援などの信用調査、事故報告書受付前の保証 条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理など
			FAX(073)433-9732	
	管理部	創業・事業承継 サポートデスク	TEL(073)433-9722	創業支援、事業承継支援など
			FAX(073)433-9732	
		管理統括課	TEL(073)433-9706	管理業務および期中管理（事故報告書受付後）の統括・企画・調整、事故報告書の受付事務、 事故報告書受付後の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事 務・代位弁済の諸否、代位弁済請求書の受付・代位弁済事務、信用保険・損失補償請求など
			FAX(073)433-9701	
		管理課	TEL(073)433-9707	求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など
			FAX(073)433-9701	
田辺支所	業務課	創業・事業承継 サポートデスク	TEL(0739)22-4666	各種申込書・通知書受付等窓口業務、保証書発行、保証料の徴収・返戻、担保 設定・変更等の事務処理、金融相談・経営支援、信用調査・審査（再生支援を含 む）、保証推進、事故報告書受付前の保証条件変更（返済方法、担保等）など
			FAX(0739)24-9212	
		創業・事業承継 サポートデスク	TEL(0739)33-7061	創業支援、事業承継支援など
			FAX(0739)24-9212	
	管理課		TEL(0739)23-5222	事故報告書の受付事務、保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管 理、代位弁済協議書受付事務、求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟そ の他法的措置など
			FAX(0739)24-9212	

1. 本所 担当地域

和歌山市・岩出市・紀の川市・橋本市・海南市・有田市・御坊市・伊都郡・海草郡・有田郡・日高郡（みなべ町を除く）

2. 田辺支所 担当地域

田辺市・新宮市・日高郡（みなべ町）・西牟婁郡・東牟婁郡

WAKAYAMA GUARANTEE DISCLOSURE 2025

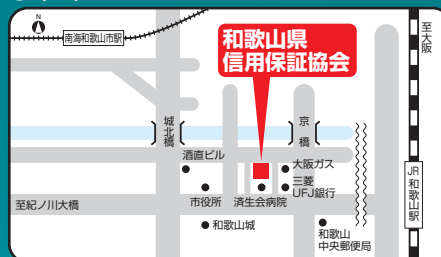


●本 所

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地
TEL.073-423-2255(大代表) FAX.073-433-9700

●南海和歌山市駅より		●JR和歌山駅より	
タクシー	5分	タクシー	8分
バス(京橋下車)	10分	バス(京橋下車)	10分
徒歩	15分	徒歩	20分

●本所



●田辺支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号
TEL.0739-22-4666(大代表) FAX.0739-24-9212

●JR紀伊田辺駅より	
タクシー	10分
バス(朝日ヶ丘振興局前下車)	15分
徒歩	20分

●田辺支所

